

第三十四回国会 社会労働委員会 議 録 第二十一号

昭和三十五年三月二十九日(火曜日)

午前十一時十四分開議

専 門 員 川井 章知君

出席委員

委員長 永山 忠則君
理事大坪 保雄君 理事田中 正巳君
理事八田 貞義君 理事藤本 捨助君
理事滝井 義高君 理事八木 一男君
理事堤 ツルヨ君

秋田 大助君 池田 清志君
大橋 武夫君 龜山 孝一君
嶋田 宗一君 川崎 秀二君
倉石 忠雄君 齋藤 邦吉君
志賀健次郎君 中山 マサ君
濱野 清吾君 早川 崇君
古川 文吉君 柳谷清三郎君
山下 春江君 亘 四郎君
赤松 勇君 伊藤よし子君
大原 亨君 小林 進君
五島 虎雄君 多賀谷眞徳君
戸叶 里子君 中村 英男君
佐々木良作君 木島百合子君

出席政府委員
労働 大臣 松野 頼三君
警 視 監 江口 俊男君
(警察庁警備局長)
海上保安庁長官 林 坦君
労働政務次官 赤澤 正道君
労働事務官 亀井 光君
(労働局長)
労働基準監督官 澁谷 直藏君
(労働基準局長)
労働基準監督官 五島 虎雄君
(労働基準局労働衛生課長) 加藤 光徳君

三月二十五日

委員池田清志君辭任につき、その補欠として世耕弘一君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員世耕弘一君辭任につき、その補欠として池田清志君が議長の指名で委員に選任された。

三月二十八日

委員多賀谷眞徳君辭任につき、その補欠として中嶋英夫君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員中嶋英夫君辭任につき、その補欠として多賀谷眞徳君が議長の指名で委員に選任された。

三月二十九日

委員加藤銀五郎君、蔵内修治君、河野孝子君及び河野正君辭任につき、その補欠として濱野清吾君、秋田大助君、嶋田宗一君及び戸叶里子君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員秋田大助君、嶋田宗一君、濱野清吾君及び戸叶里子君辭任につき、その補欠として蔵内修治君、河野孝子君、加藤銀五郎君及び河野正君が議長の指名で委員に選任された。

三月二十九日

けい肺及び外傷性せき髄障害の療養等に関する臨時措置法の一部を改正する法律案(滝井義高君外十三名提出、衆法第二四号)

三月二十六日

けい肺及び外傷性せき髄障害の保護に関する請願(島上善五郎君紹介)(第一五一二号)

地方公営労働関係法改悪反対に関する請願(下平正一君紹介)(第一五五二号)

同(多賀谷眞徳君紹介)(第一五五三二号)

同(島上善五郎君紹介)(第一五七三二号)

ILO条約八十七号の即時批准等に関する請願(下平正一君紹介)(第一五五四号)

同(多賀谷眞徳君紹介)(第一五六五号)

同(谷川和穂君紹介)(第一五六六号)

同(谷川和穂君紹介)(第一五六六号)

同(谷川和穂君紹介)(第一五六六号)

同(谷川和穂君紹介)(第一五六六号)

同(谷川和穂君紹介)(第一五六六号)

同(谷川和穂君紹介)(第一五六六号)

同(谷川和穂君紹介)(第一五六六号)

同(谷川和穂君紹介)(第一五六六号)

同(谷川和穂君紹介)(第一五六六号)

同(谷川和穂君紹介)(第一五六六号)

同(谷川和穂君紹介)(第一五六六号)

同(谷川和穂君紹介)(第一五六六号)

同(谷川和穂君紹介)(第一五六六号)

同(谷川和穂君紹介)(第一五六六号)

同(谷川和穂君紹介)(第一五六六号)

同(谷川和穂君紹介)(第一五六六号)

同(谷川和穂君紹介)(第一五六六号)

同(谷川和穂君紹介)(第一五六六号)

同(谷川和穂君紹介)(第一五六六号)

同(谷川和穂君紹介)(第一五六六号)

同(谷川和穂君紹介)(第一五六六号)

同(谷川和穂君紹介)(第一五六六号)

同(谷川和穂君紹介)(第一五六六号)

同(谷川和穂君紹介)(第一五六六号)

同(谷川和穂君紹介)(第一五六六号)

同(谷川和穂君紹介)(第一五六六号)

同外五件(前田正男君紹介)(第一六二二二号)

同外四件(大石武一君紹介)(第一七三〇号)

同外二十四件(田中龍夫君紹介)(第一七三二二号)

同外三件(大橋武夫君紹介)(第一七三三二二号)

同外二百四十七件(田口長治郎君紹介)(第一八五六六号)

同外五件(八田貞義君紹介)(第一八五七二二号)

同(穂積七郎君紹介)(第一八五八二二号)

同外三件(野田武夫君紹介)(第一八五九二二号)

一般職種別賃金の増額に関する請願(小川平二君紹介)(第一五七八号)

医療施設不燃化等の建築費助成に関する請願(中村三之丞君紹介)(第一六二二二二号)

同(小林綱治君紹介)(第一七三三四二二号)

同外一件(高石幸三郎君紹介)(第一八六〇二二号)

同(原健三郎君紹介)(第一八六一二二号)

同(野田武夫君紹介)(第一八六二二二号)

酒害対策費に関する請願(前田正男君紹介)(第一六二三二二号)

同(山中吾郎君紹介)(第一八六三二二号)

同(山中小企業退職金共済事業団の組織運営改善に関する請願(小川平二君紹介)(第一六二四二二号)

本日会議に付した案件

労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案(内閣提出第三号)
じん肺法案(内閣提出第四号)
けい肺及び外傷性せき髄障害の療養等に関する臨時措置法の一部を改正する法律案(滝井義高君外十三名提出、衆法第二四号)

労働関係の基本施策に関する件

○永山委員長 これより会議を開きます。内閣提出の労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案及びじん肺法案の両案を一括議題として審査を進めます。

質疑の通告がありますので、これを許します。滝井義高君。

○滝井委員 じん肺法案と労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案の両法案について質問をしますが、まずじん肺法の方から質問いたしたいと思います。

今までけい肺特別措置法なり臨時措置法なりがあったのが、今度ははっきりと、じん肺法案と労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案というふうになんて二本立になって出てきておりま

す。じん肺というような病気が労働者當局も御存じのように、急に起こるものではないわけですが、この立つ、しかも特殊なほこりの立つ仕事場で仕事をしておるうちに、自然にじん肺になつてくる、こういうものです。一方この法律と姉妹的な関係にある労働者災害補償保険法の対象では、今までわれわれがけい肺と一緒にしておりました脊髄骨折、これは一つの事故で突発的に起こってくる負傷なんです。いけばその仕事に従事することによって、いつの間にか徐々に病気に冒されるといふものと、突発的に起こってくるものとが、一つの法律の中で取り扱われるにはいろいろな矛盾があると思うのです。一体この二つの矛盾というものを、労働者當局が過去において法律を運営する上にとりいふことを御経験になつたのか、それを一つお教え願ひたいと思ふのです。

○澁谷政府委員 四年前に特別保護法が制定されました際に、最初に問題となりましたのは、けい肺患者についての対策が問題となつたのでございませう。御承知のように当時の医学の段階では、けい肺患者はもう不治の病であるといふふうに言われておりました。ところが労働基準法なり労働補償保険法によりますと、三年間の治療期間が過ぎますと、あとは打ち切り補償によつて、事後の補償の責任が解除される。従つて不治の病といわれておるようなけい肺患者についての長期の療養の措置がなされておらなかった。これは人道上也放置することができないといふので、特別保護法の制定が考えられたわけでございます。その過程におきまして、同じような状態では不治の

病、それに近い状態だといわれて、あとから追加されましたのがせき損の患者でございませう。そのようないきさつから、けい肺患者にプラスして、せき損の患者が加えられて特別保護法でその手当がなされたわけでございます。それがそのまま一昨年の臨時措置法に引き継がれた、こういうことで現在まで至つておるわけでございます。

○澁井委員 その経過をお尋ねをするのではなくて、過去四十年間の法律の運営の上でアクシデントとして起こつてくるせき損と、それから徐々にその仕事場における、ほとんど必然的に、ある程度の体質的な相違はあるにしても、そこにおれば大体の人はそういう状態になつてくるというものと一緒な法律で運営してきたのだが、そこであなた方が運営の上で矛盾を感じたことではないかという質問をしておるのです。

○澁谷政府委員 ただいま御質問のございましたように、けい肺患者はいわゆる職業病でございまして、粉じんを発生する作業場に長期に働いておるために、いつの間にかいよいよ肺に罹患する、こういう症状であるわけでございます。これに對しましてせき損の方は、いわゆる偶発的な事故によつて脊髄損傷という災害が起こる。両者の性質は全く異なつておるわけでございます。従つてこれに對する予防措置なりあるいは健康管理の点におきまして、両者は全くその性格を異にしておるという点で、特別保護法、臨時措置法の施行の中におきまして、その全く性格、中身の異なるものを同じ法律の中で取り扱つておつたということにつきましては、理論的にも實際的にも、

どうもそこには無理があるという感じを私も抱いてきたわけでございます。そこで今回の抜本的なその対策を講ずる段階におきまして、けい肺を審議を中心として対策を御検討願つたわけでございますが、その結論といたしまして、従来のけい肺とそれからせき損といふものは全くその性格を異にするものであるから、けい肺については特にその職業病という特殊な性格から、これに對する予防と健康管理といふことが非常に重大な問題である。従つてこれはせき損とも切り離し、また補償の問題とも切り離して、このじん肺の予防と健康管理について、それだけの内容とする単行法を制定することが望ましいと、こういう結論が出ましたので、その答申の線に沿つて、今回じん肺法案を提案いたしました次第でございます。

○澁井委員 そうしますと、政府の方からはっきりとした矛盾を感じになつて一応単行法案というものを提出しなつたところからこのじん肺法を見ますと、この前佐々木さんの質問に關連をして御指摘を申し上げたように、予防と健康管理まではまあ至れり尽せりといふのが書かれておるわけですが、ところが一たび療養、あるいはリハビリテーション、後保護というふうなものになりますと、これは一行か二行しかないですね。二十三条のところに療養といふのがあるわけですが、それから三十四条のところに職業紹介及び職業訓練、それから三十五条に就労施設等のごとがあるわけですが、これだけで単行法が、まあじん肺法という形で出たのだけれども、予防と健康管理は十分に行

なつた、しかしなお依然として病人が出てくる、それに対する手当というものがこの立法には欠けておるのです。ね。底が抜けておる。その底の抜けたところは労働法という全く別個のものに持つていつておるわけですが、そしてその労働法ではどうも一緒にしちゃうかぬといふものが今度は一緒にされて出たわけですが、それからせき損もじん肺もみんなここで一緒にされておる。こういう矛盾が出てきておるわけですね。だからあなた方が今までの四年間の運営の上において、どうもこれはやはり何か特別のものにしなければいけぬのだ、アクシデントとそれから徐々にその職業につくことによつて起こってくる一つの病気については、これは別個のものにしなければいけぬといふ考えでじん肺法を作られたのだが、今度は源は違つておつたのだけれども、流れていつたらみんな海に注いだといふことでは——川ならばいいですよ、川ならば。しかしこれは人間なんですから、これではちよつと困るのです。あなた方はじん肺法という単独法を作りになつた、そうだとするならば、こういう点に對して将来何かじん肺法の本来の精神に基づいて、一貫をして体系といふものをじん肺法でお作りになる考えですか。

○澁谷政府委員 ただいま申し上げましたように、このじん肺という職業病は非常に特殊な性格を持つておる。従つてこれに對する予防と健康管理、さらに療養、さらに配置転換、その過程における健康診断、治療した者をどうするか、さらにそれについての健康診断を実施して、治療した者については職場復帰なり、あるいはその職場復

帰する前提としてのリハビリテーションの施設の整備というふうなものは、一貫してこのじん肺法案の中でその対象として考えておるわけでございます。ただこの補償の問題になりますと、これはいよいよその療養した場合にその必要な経費をどのような形で負担するかという金銭の負担の問題がすなわち補償であるわけでございますが、これは職業病であるといふ偶発的な事故による場合とを問はずして、同じようにあるいは入院し、あるいは通院して医者にかかった場合に、その費用をどのようにして負担するかという問題でございますので、その方は一括して労働補償保険法の中で措置する、しかしながらじん肺の予防なり健康管理、健康診断、さらにアフター・ケアといふようなものにつきましては、じん肺法案の中で一貫してこれを処置していく、こういう考え方をとおつておるわけでございます。

○澁井委員 だから、そこにあな方は矛盾を感じないかどうかという点なんです。これは私がさいぜんから御指摘申し上げておるように、たとえばアクシデントの場合には、基礎になる賃金といふものはその事故が起こつたときには依然として今まで続いておつた賃金の姿で断ち切られてくるわけですが、ところが職業病の場合には賃金といふものは、段階的にずつと下がってくるわけですが、だんだん能率が悪くなるわけですから、たとえば潜水病にかかつてくる、あるいは放射線障害にかかつてくる。そうすると、皮膚病ができて、だんだん能率が上がらなくなつてくる。あるいはベンゾール中毒になるとだんだん貧血が起つて、仕事の

能率が悪くなってくる。けい肺だつて同じです。その能率が二年、三年、五年とかかつて悪くなってきたときに、もうお前はだめだ、これでお休みなさい、こういう形になるでしょう。その休んだときの三カ月の賃金を基礎に計算をされる場合と、元気で働いているときにアシデントがはつと起こったときとは、賃金の基礎が大いに違ふわけです。それが年金の基礎になるというように考え方を労災に持ち込んでくると、根本的な支障を来すわけですよ。そういうところに、年金にしてい

く場合に賃金をもとにしなければいけません。人間が食べる最低の生活の保障をやつていくんだ、賃金とは関係ない、こういう話が別に出てくるというなら、これはまた別に考えようがあると思うのです。ところがあくまでも働いておったときの賃金がその年金の基礎になつてくるというところに問題があると思う。そうしますと、そういうものを一つの労災の中にぶち込んでやられるということになると、これは同じ労災の中でも非常にアシデンスが起こってくる。これは元気で働いておるときに賃金が大企業と中小企業の間でアシデンスがあつたというなら、これはやむを得ないことなんです。これは元気で働いておるときに賃金がそのまゝくるのですから、やむを得ないと思う。ところがこのけい肺というようない一つの職業につくことによつて起こってくる疾患と、アシデントによつて起こるせき損のようなものとは一緒の状態ではめ込まれていくというところに問題があるわけです。こういう点に対する矛盾と申しますか、労働省のヒューマニズムと申しますか、そ

ういう点はどういう工合にあなた方はそれを打開していくつもりですか。

○濠谷政府委員 けい肺患者のように長期にわたつて粉じんの作業場で働いておつたために漸進的にいわゆる慢性的なけい肺という症状になつていくというようなものにつきましては、確かにただいま御指摘のように、漸次労働能力が下がっていく、そのために、事故が発生したと認められた段階における賃金が相当低くなつておるといふことは十分考えられるわけでございます。そこでこの点につきましては、先般佐々木委員の御質問の際にもお答えいたしましたように、現実にいわれる原則通りの平均賃金の算定をした場合に、当該の労働者に対して非常に不当な計算になるというような場合が発生したときには、労働基準法第十二条の第八項の規定の運用によつて、当該労働者に不当な損害とならないように、運用面で考慮して参りたいということをお考へておる次第でございます。

○濠井委員 不当な損害とならないようにするというのは、もともと日本の賃金というものは安い。安い賃金の六割なんですから、これは直したところで、そうむやみやたらに直せるものではないですね。これは基準法の十二条を適用するまでもなく、常識論でけつこうだと思ふのです。従つてそういう場合にアシデントとこういう職業的な疾病との間には、非常に大きな矛盾が出てくることは明らかだと思ふのです。そうなりますと、やはりこれはじん肺法というもののの中にそういうものをきちつと入れなければならぬと思ふのです。議論をしておるとなかなか

か水かけ論になります。が、一体国際的にどうなんでしょうか。ILOその他の条約を見ましても、こういうこの職業につくことによつて除々に起こつて参る職業的なものと、アシデントによつて起こる負傷というようなものと、国際的には別個にしておるのじゃないですか。

○濠谷政府委員 外国の法制の状況を申し上げますと、じん肺と申しますのが、けい肺につきまして特別な保護法を持つております国はアメリカとオーストラリアの二国でございます。その他のアメリカ、イギリス、西ドイツ、フランス等におきましては、いずれも労災補償保険というふうな当該国で持つております法律の中で、一般の災害事故と同じように、一つの法律の中で補償の問題を取り扱つておるといふ国が大部分でございます。ただいま申し上げましたアメリカとオーストラリアにおきましては、この労災補償保険法というふうな法律と別にけい肺についての特別法規を持つておるわけでございますが、これらの国の場合は労災補償保険法の方である程度の給付に制限がある、その制限されております給付の不足分をカバーする意味においてけい肺についての特別法を持つておるといふのが、ただいま申し上げた二つの国でございます。その他の国におきましてはいずれも一本で取り扱つておるといふのが実情でございます。

○濠井委員 最近における日本の状態を見ても、こういうように一つの職業につくことによつて非常に不始末な病気が起こる状態が相当出てき始めたわけですね。最近のニュー・フレイ

スとしてはベンゾール中毒がありますし、潜水病は昔からありました。おそらく航空機が発達すれば、航空機の病

の七月から実施になりました電離放射線障害予防規則というふうなものは、最近放射線による障害が非常に多くなつてきたという事態に対処しまして、これが規則の具体化をはかつた一つの例でございます。さらに最近ベンゼン中毒の問題が相当やかましくなつてきておりますので、こういったベンゼン等の有機溶剤による中毒を防止するためには、どのような規則を整備したらいいかという問題が一つと、さらには、高気圧作業による障害を防止するためにはどのような規則を設けようかという、この二つのテーマを取り上げまして、現在中央労働基準審議会にそれぞれ専門の部会を設けまして、これらに関する規則の制定を委嘱しておるわけでございます。従いまして私どもは、これらの職業病につきましては、できるだけならばそれぞれ個別の予防規則というものを作つて、予防と健康管理の徹底を期して参りたいと思つておる次第でございますが、この補償の問題というものは、先ほど来繰り返して申し上げておりますように、先進諸国の例もその方向をたどつておりますので、労災補償保険法の中で総合的に考へて参りたい。ただしその補償の問題につきましても、職業病とその他一般の偶発的事故による災害とは、おのずからその性格も異なりますので、その点については労災補償保険法の中で、その特殊性に対処してできるだけの手当を加えていく、こういう方向で考へて参りたいと思つております。

○濠井委員 そうしますと政府の考え方としては、単独法みたいなものを作るのはじん肺法だけであつて、そのほかのベンゼン中毒とか高気圧の障害

の防止とか、あるいは放射線障害の防止というものは単独法は作らない、規則だけでお茶を濁していくのだ、障害が起こればあとは労災にたき込んでいく、こういう考え方ですか。

○澁谷政府委員 大体的考え方としてはただいま申し上げたようなことでございまして、すでにできております規則を見ましても、ボイラー及び圧力容器安全規則、それからただいま申し上げました電離放射線障害予防規則というように、それぞれ具体的な予防規則を作つて参りたい。それから今後じん肺法という単行法を考へる意思はないかという御質問でございますが、この点は将来の問題でございます。単独法による必要があるという事象が起きますれば、それはやはり単独法によるという場合も考えられると思いますが、ただいまのところは、具体的にそういった単行法によるものは考へておりません。

○澁井委員 たとえば放射線の障害、将来十年くらいすれば原子力発電も行なわれることになるわけですが、あるいはレントゲンとかいうようなものの使用も非常に多くなつてくるということになると、その方の障害も私は非常にふえてくるだろうと思ふのです。そういった場合にまた別に電離放射線障害防止法とかいうようなものを作ることも、これはまたなかなか問題が出てくると思ふのです。そうだとすればやはりそのときになって、こういう一つ職業に従事することによって、必然的に知らぬ間に病気になるというようものを総合的に一つの体系にまとめ

て、それぞれの予防と治療と後保護までひくくめた体系を作る方が私は非常にいいじゃないかと思ふのです。そしてその法体系のつとめてあなたの方で行ふの規則を作つていく、そうしないと、あるものは優遇されるが、あるものはちつともかわれぬといううなことでは困ると思ふのです。最近では知らぬような、たとえば水銀燈なんかでも職業病が起り始めています。科学が進歩して参りまして、知らぬ間に、いろいろの新しい材料が使われますから、いろいろの職業病が近代の文化国家には起る可能性が多いと私は思ふのです。これは局長にいろいろ言つてもしょうがありませんから、あとで大臣が来たらもう一ぺん尋ねますが、われわれとしては、あとの処

理、補償というものは何もかも全部労災でやつてしまふのだという態度につきましては、さいぜん申し上げました賃金その他の問題からいつてどうも納得がいけない点が多いのです。これは一応このくらいにして、あとで大臣が来たらもう一回尋ねます。

次は、少し具体的に入っていきますが、一体この粉じん作業の定義はどういうことになるのですか。

○澁谷政府委員 じん肺法案の第二条の第一項第二号に粉じん作業の定義が掲げられております。「当該作業に従事する労働者がじん肺にかかるおそれがあると認められる作業」を粉じん作業といつておるわけでございます。

○澁井委員 それはわかるのです。「じん肺にかかるおそれがある」ということでございしますが、その粉じん作業といふものがどういふものかということとは労働省令で定めるわけでは

う。だからわれわれとしてはその範囲が知りたいわけです。

○澁谷政府委員 第二条の第二項におきまして、「前項第二号の粉じん作業の範囲は、労働省令で定める。」といふことになっておりました。粉じん作業といふものは具体的にどのようなるものかといふのであるかということが労働省令で定められることになるわけでございます。これは先生も御承知のように、現在の特別立法あるいは臨時措置法の段階におきまして、第一表と第二表という表に大体けい肺にかかるおそれのあると思われるような粉じん作業が具体的にあげられておるわけでございますが、今回は従来けい肺に加へまして、じん肺という工合に對象が拡大された、従つてここにいう粉じん作業の範囲も当然拡張されるわけでございます。私どもは従来のけい肺審査委員会における専門家の御意見等も十分参酌いたしまして、漏れることのないようにその点は省令で万全を期して参りたい、こういうふうな考へております。

○澁井委員 そうしますと、粉じん作業の定義はここに書いてあるが、「じん肺にかかるおそれがあると認められる作業」の範囲といふものはまだきまつておらぬわけですね。

○澁谷政府委員 大体的結論は出ておるわけでございますが、ただいま法施行を前にいたしまして最後の仕上げの検討をいたしておる段階でございます。

○澁井委員 あとでけい肺というから、一応現在労働省でやつておるものをプリントにして出してくれませんか。今までのけい肺及び外傷性せき

障害に関する特別保護法の別表第一と別表第二、これは別表第一が十三ぐらゐあつて、別表第二が十二ぐらゐです。かあります。このほかに相当範囲が広がつてくると思ふのです。今まではけい肺だつたのですけれども、今度はじん肺になりますと相当範囲が広くなりまして、一つ国会を通過するまでに至急出してもらいたい。

次はじん肺と結核との関係ですが、粉じんが非常に立つ、そして労働省でこれは粉じん作業場だ、こう認定されます。その場合、そこで働いてるうちに結核がくつついたという場合に、その因果関係というのはどういう工合に見るのですか。これは全部業務上の障害になるのですか。

○加藤説明員 全部が業務上の疾病とはならないのであります。と申しますのは、けい肺を持っております。そして、そのけい肺の一定以上のものがありまして、それに結核が合併したものが業務上の疾病となつております。従いまして、じん肺という診断のついてないものに結核が合併したものは業務上の疾病にならないのであります。

○澁井委員 そうすると、ほこりの立つ職場で働いておつて、お前はじん肺だ、こう言われぬ限りは、結核が合併しておつてもそれは業務上にならぬ、こういうことですね。じん肺だと言われることになつて、管理一あたりでも、結核がくつついて結核の方が重いと業務上の疾病として取り扱われますか。

○加藤説明員 管理一には結核は入っておりません。

○澁井委員 ちょっと言い方が悪かったのだが、それは結核は入っておりま

せんけれども、一くらくでも結核がつくことがあり得るわけです。「かつ、肺結核がないと認められるもの」といふのに、結核があるという場合があり得るわけですね。これは勝手にこう書いておるわけですね。

○加藤説明員 それは管理四のところに書いてありますように、エックス線写真の像が一型、二型、三型及び四型といふのがありますが、そのうち一型、二型は軽いものでございまして、それに結核が合併したものにございまして、管理四の中で取り扱いますから、療養を必要とするものになります。

○澁井委員 いや、それは心臓機能の障害その他の症状がなければだめなんですね。そういうものがない、しかし明らかにこれはわずかなじん肺だ、そしてそれに結核がくつついていて、こういう場合があり得るわけですね。これは労働省の方で勝手にこういう工合に分けておるのであつて、人間のからだですから、四つが千変万化に組み合わされておるものだと思ふのです。従つてただこの一、二、三、四の管理通りにはいかないと思ふのです。

○加藤説明員 管理四の三をこらんになつて、それに「エックス線写真の像が第一型、第二型、第三型又は第四型で、活動性の肺結核があると認められるもの」とありますから、今の先生のお話しになっておられますものが四に入りまして、療養の必要があるものと認められるわけでありまして。

○澁井委員 そうしますと、第一型があつて、そして結核があれば、それは全部業務上の災害と認められる、こういうことなんですね。そうしますと、

○加藤説明員　じん肺と結核が合併する場合につきましては、従来ともお互いに触発するということが認められておりますので、この際じん肺の中に結核の合併したものを取り入れるべきである。しかしながら肺炎その他との因果関係につきましては、まだ十分な究明がなされておりませんので、この際直ちに業務上の疾病とすることは困難であるという医学部会の答申に基づきまして、結核だけをまず取り上げていきたいということでございます。

んです。そうすると、こういうところで長年働いているうちに体質が変わってくる、そして寒さとか気候の変化によってぜんそくがしょっちゅう起こってくるという場合には、私はある程度これは業務上の障害として取り扱わなければならぬのじゃないかと思うのですがね。こういう場合は全然、お前はぜんそくだからだめだということになるのですか。

○加藤説明員 今回特にこのじん肺法におきましては、鉱物性の粉じんだけ

○滝井委員 どうもそういう点はやはり非常に問題があるところだと私は思うのです。実際にぜんそくの患者を扱ってみればわかる。非常に敏感で、ほこりを吸い込めばほとんどぜんそくが起きます。少し過労になっておる場合に、ほこりを吸い込めば、のどがやせいいい始めるわけですが、そういう点で、肺炎なりぜんそくなりについてはもう少し結核とともに考えてみる必要があるのじゃないかと思うのです。

を書いておるわけです。ところが心肺機能障害というものはこういうことを言うのだという定義が書かれていない。その基準は厚生省令か規則か何かで具体的に示すのですか。

○加藤説明員 現在のところでは、心肺機能検査につきまして研究会を開きまして、そこでやっておりますので、一応の数字は出て参るわけでありまゝです。そして、その検査の方法につきましては、省令で出して、内容とかそのこまかいことにつきましては通牒で取り

○滝井委員 私が特にそれをここで御指摘申し上げるのは、これはやはりそれぞれ神ならぬ身の医師がやるわけです。そうすると、じん肺による心臓機能の障害があるかないかということ、非常に大きなウエートを占めてきいておるわけです。従ってそういうものは、

科の医者に尋ねると、だれも知らない。それで私それを持ってきて、こゝでそれを作った局長さんに骨盤の引き上げというのはどういうことでですかと尋ねた。ところが、その主管の局長さんが知らないのですよ。それはお医者

さんでないから知らないのかもしれない。医務局長もおりました。医務局長知っておりますか、さあ、そういうことは……ということなんです。整形外科の医者に聞いたけれども、だれも知らないから、骨盤の引き上げということとは書くことができない。だれに聞いても知らない、局長も知らないのですから、そのままほっておいて、これはもう私には書けません、こういうことになっちゃったわけです。と同じように、心肺機能障害というのは一体どう

どうか、療養を要するのが必要しないのかという点の分かれ目は労働者の一生を左右する問題になってくるわけですから、もう少しそういう点がわかれば、そういう点もあわせて一つ国会に出してもらいたいと思うのです。これはおよそいつごろくらいにはできるのですか。

○加藤説明員　こまかい数字のところの一部できておりませんが、検査の方法とそれから判定の数値というものは

合に、使用者が労働者の教育をやりま
すね。労働基準法なり鉱山保安法の規
定によるののほか、常時粉じん作業に従
事する労働者に対しては予防及び健康
管理のために必要な教育を行なうこと
になっているのですが、これは具体的に
にどういう教育を労働者にやりま
すか。

○加藤説明員 具体的な方法といたし
ましては、各事業場別の粉じん作業に
ついての正確な、ここからこういうも
のが出るというようなことをやりま

にしてできていると思うのですが、その実績を見ると私はわかってくると思うのです。まず四年前に健康診断をしたらこういう状態だ、ところがその四年の後の現在ではこの第一管理レベル——あのときは第一症度といっておりましたが、第一症度の者は、こういうふうに第四症度になっておるのだと、こういう実績がお宅に統計的に、具体的に出現しているのじゃないかと思のですが、そういう実績から見てもどうですか。そういう実績でおきめになったということは、お宅のじん肺法案逐次説明の中に書いておるのですがね。

○加藤説明員　じん肺、けい肺の健康診断の結果につきましては、三十四万人の者について各産業別、それから各

業別・経験年数別の表が出ております。従つてそれを参酌いたしまして粉じん作業というものを決定して、さらに新しく出ましたじん肺として、けいけい以外のじん肺の者は、それを入れて、くということになります。従いまして従来の行き方から見ましても、この程度のものでもこれをまかなくていけるいうことでございまして、なおかつ肺の中には、あるいはじん肺の中からは、一型以上には進まないというものも相当あるのでございまして、そうう点からも考えなければならぬのではないかとも思います。

○滝井委員　私が指摘したい点は、平

去の健康診断をおやりになつて、そゝで実績で肺じん作業場の範圍その他をきめになるということの説明をしてるわけです。そうしますと、その実が、ずっとやつてこられておるわけですから、同じ労働者についてやはり健康診断がやられておるはずで、第

管理、第二管理というような者について、昔は第一症度だったのですが、その第一症度の人が症状がどういう経過をたどって何年で第三症度になり第四症度に入ってきたか、こういう経過ですね、それは体質によっても違いますか、そういう経過が出ていないかどうかということなんです。

○加藤説明員 部分的にはそういうものを調査いたしてありますが、全体としての統計は未だ出ておりません。と申しますのは、部分的に見まして、ゼロの者から一型になります者が、三年に一回の健康診断ではよくわかりませんけれども、四、五%くらいのものかと思います。それで一型からそのほかに進みます者も四、五%くらいではなからうかと思えます。これは推定でございます。従って三年に一回の健康診断でその部分についてはまかなっていかないと、一、二の事業場において経験的にやってみるという結果から見ますと、そういう実績が出てくるということがあります。なお事業場の種類によりますと、ほとんど二型という者も出ていないというようなものも出ておりますし、また一型だけの状態で最後まで進んでいくというような作業というものも相当たくさんあるわけでございます。そういう点を勘案して参ったわけでございます。

○滝井委員 これはどうも常時粉じん作業に従事する労働者で、何もレントゲンにも所見がない心臓機能障害もない、結核もないという者ならば、三年以内に一回でいいと思うのです。しかしこれはもうけい肺だ、あなたは管理一ですぞといわれた人に対して、やはり三年に一回ということではちょっと

納得がいかないのです。これはけい肺という認定を受けたのですからね。だからこれは体質によって管理二と同じ程度に進む人もあるだろうし、あるいはそれよりかえって進み方のゆるい人もあるだろうと思うのです。体質によっても違ってくるだろうし、また三年の間にはこの軽いところからもうと激しいところへ職場転換があるかもしれない。そういうところから、どうも私は管理二、三でなくて、一年に一回の健康診断をやるのは、管理一もやはり加えなければいかぬという感じがいたします。きょうこういうところまできつまできつませんでししたが、委員長、ぜひ一つあとでお願ひしたいと思ひます。

次は、管理区分の変更について、管理区分の変更が行なわれた場合に、前は三だといわれておったのが四、四が三に返る。結核がずっと最近抗生物質その他が出ましたから、心臓機能その他にも、休養の次第によってはいろいろの変化が起こってくるわけですね。この場合に、補償措置との関係はどうなるのですか。たとえば初めは重いが今度はそれがよくなつて、管理四が三に戻つたというような場合です。

○滝井委員 御承知のように、この健康診断一から健康診断の三までは、じん肺にはかかっておりますけれども、療養は必要としないというのが健康診断一から三までの区分でございます。健康診断四の段階に至って初めて療養を必要とするということで、補償問題が出てくるわけでございます。が、そういう療養を必要とする症状であったものが健康診断三あるいは二

になったということになりますれば、これは療養の必要がないわけでございますから、これは従って補償の必要はない、こういうことになるわけでございます。

○滝井委員 いや、これはあなた方は抽象的に三は療養を必要としない、こうおっしゃいますけれども、管理三をお読みになると、五なんかは「病勢の進行のおそれがある不活動性の肺結核がある」と認められるもの、と、こうなつておるわけでしょう。人間というものは病気がかりではなくて、一個の生ける精神を持っておる人間ですから、ノイローゼも起こるわけですね。うすると、その結核があると、あなたは活動しておる結核じゃない、大した心配要らないのじゃない、と、どうも本人が神経衰弱になつて、どうも私仕事ができまじやんと云へば、これはやはり、むしろこういう肉体的な機能的な変化よりか、その精神的な変化というものは非常に大きなウェイトを持つわけですね。都会におけるノイローゼなどというものはざらです。そうしますと、ただ肉体的なエックス線の像その他だけで、お前はもう仕事ができるのだというわけにはいかないので、これはそういう機械的とはいかぬと思つておつたのが、今度は結核が不活動の結核になつた、空洞はもう閉鎖してしまつた、菌も出ていない、君は働いてもいいよ、こういうときには、君は働いてまあ病勢の進行のおそれはあるけれども、もう君の結核は大丈夫だから働け、こういうことは無理だと思つたのです。だからもし四から三に返されたという場合に、その労働者は仕事に行

けと言われて、まるっきり障害の対象にならないわけですね。こういうときの問題が、さいせんも関連しましたが、心臓機能その他の決定が非常に重要になつてくるわけですね。いわゆる境界線のところにあるものですよ。こういうときに恣意的に強引に医師が、財政上の理由あるいは労災病院その他のベッドの状態等によつて、もう君帰れというようなことが今現実に至るところに起こつておるわけですね。もうお前帰つてもいい、やることはない、と云われまじや、私はどうもまだ悪いです、という訴えがわれわれのところによくある。結局この補償費の支給というものは三になつたらもらえないわけでしょう。四ならいいのだけれども……。こゝろあたりの関係が非常に私は問題になつてくると思つたのです。

○滝井委員 あなたは措置できる事項だとお考えになりますけれども、これは管理四が三になつても、二になつても、レントゲンの像を見れば影があるわけですから、この人がもし三年たつたところになつて職場をおぼろげに出されておつたら、これは天下のどこへ行つても採用してくれませんよ。公務員だって採用してくれませんよ。レントゲンの像に影があればだめです。そういう場合には、じん肺なんという診断は普通の医者はなかなかできないから、結核だ、つづつがたくなさんあるからあなたの結核はたがが悪い、こういう診断ですよ。そうすると、これは管理二くらいにあつてよくならなかつたにもかかわらず、三年で切れて解雇されたら、もう職場復帰はできないのです。だから私が言うのはこゝろなのです。悪くなつたときに職場転換をするのなら、

ん二から三に重くなつていくときには職場転換という条項はあるわけですね。ところが今度は四から三から二と逆転をしてよくなくなつていく過程における職場転換というものはないですね。それは職業訓練が何かのところはありますけれども、悪くなるときには作業転換をやらせるのだと書いてあるのだから、よくならなかつたときにも、やはりもの職場に返してもらつて、もとの賃金で働かしてやらぬと困るわけですね。このじん肺法案の中に適用できる条項がありますか。

○滝井委員 たいい御指摘になつたような条項はございませんけれども、それは法律上の問題としてでなしに、事実上の問題としてこれは十分措置できる事項ではないかというふうにお考えしております。

○滝井委員 あなたは措置できる事項だとお考えになりますけれども、これは管理四が三になつても、二になつても、レントゲンの像を見れば影があるわけですから、この人がもし三年たつたところになつて職場をおぼろげに出されておつたら、これは天下のどこへ行つても採用してくれませんよ。公務員だって採用してくれませんよ。レントゲンの像に影があればだめです。そういう場合には、じん肺なんという診断は普通の医者はなかなかできないから、結核だ、つづつがたくなさんあるからあなたの結核はたがが悪い、こういう診断ですよ。そうすると、これは管理二くらいにあつてよくならなかつたにもかかわらず、三年で切れて解雇されたら、もう職場復帰はできないのです。だから私が言うのはこゝろなのです。悪くなつたときに職場転換をするのなら、

○滝井委員 何かそういう条項がこの条文の中にあります。病気がだんだん

よくなったときにはもとの職場に返すのだという事項を入れなければいかぬと思うのです。この点が落ちておる。きわめてやってもやらぬでもないような職業紹介、職業訓練というようなことはお書きになっておる。それならば、これと同じように並べて、管理四の者が三たり二にずっと病気がなおって労働能力が回復したらもとの職場に返すのだ、事業主はそうしなければならぬという規定は、やはり労働者のために入れておかなければならぬのじゃないかと思うのですが、それは当然そうなるのだとおっしゃっていても、法律に書いてないことは今の日本の事業主はやらぬですよ。だからこういう点は大臣が来ていてもらわぬとちょっと困るのですが、大臣がきょう来られなければあしたにしてみられますか。こういう政策的なことになってくると困るのです。

○永山委員長 今出席要求をしております。食事をせずにすぐここに来るよう……

○滋谷政府委員 従来の実績では、治療を開始しまして三年以内になおったという者はすべてもとの職場に復帰しているという実績が出ておるわけでございます。その他、一たん三年以上で打ち切り補償を支払われて雇用関係が切れてしまったという者を、なおった場合にもとの職場に復帰させるということを経験して、なかなか問題がございまして、今直ちにそれを立法化するということは困難があるわけでございます。しかしながらこれは労働協約というような面で、外国等で見られる先任権という問題がこれに該当する

るかと思いますが、そういった方法で解決していくのが妥当ではないかというふうな考えはおありでございます。なお身体障害者雇用促進法というような法案も現在国会に提案されておる次第でございます。私どもは、そういったような法律の施行、さらには今回のじん肺法案の中に規定してございます三十四条ないしは三十五条の規定を運用いたしまして、そういった事態に対処して参りたいと考えておる次第でございます。

○滝井委員 外国にある先任権のようなものを活用したらということでございますけれども、実際には日本ではなかなかそういうことが行なわれないわけですから問題は、今度の労災法の改正、そしてじん肺法の制定、こういう二本立てでおやりになった場合に、三年で解雇された、不治の病だということでも千二百日の打ち切りをもらって解雇された。そうしたところが、最近抗生物質の非常に画期的なものが出て、カナマイシンのようなものがあつたからとからどんどん出てきているわけですから、今まではこれは十年くらいかからなければならぬと思っておったものが、あにはからんや外科手術も進歩したものだから二年くらいでなおってしまった。そうすると、お前は不治の病だと言われておったのが、結核は固まった、じん肺はほこりのたつところの仕事をしないのだから停止をしたということでも、もとの職場なら私は仕事ができますといった場合に、これは処置ないです。よくなつてそういう形になれば、これはやはり補償はつと統括してくれるのですか。いわゆる第一種障害給付と申しますか、入院

をしないで二百四十日分のお金をその人にはつとくれるのですか。

○滋谷政府委員 御承知のように、病気がなおってその障害が残存した場合に障害給付が行なわれるわけでございます。完全には治癒して労働能力に欠損がないという場合は、当然障害給付の支給はないわけでございます。

○滝井委員 そうするとこれはますます重大になってくるわけですね。今までは不治の病だということでも千二百日の打ち切りをやったわけですね。ところが今度はその千二百日の打ち切りをやめて、お前の病は不治の病なのだから通院しなさいということでも二百四十日分を一年くれるわけでしょう。ところが二年たつてなおってしまつたらだめだ。労働能力が落ちただけでなく、労働者の大へんなことになるわけですね。医学が今のように進歩して結核がさつとなおってくる。そうしてあとはじん肺だけになれば——これは結核があることによつて初めて、あなたの障害は業務上の傷病になりましたぞ、こういうことを言われて治療しておつた。それがさつとなおつてしまつてお前はだめだということになると、不治の病がなおった病にいつの間にかえられてしまふのです。それならばわずかな金の傷病給付に切りかえられるわけですね。障害が傷病に切りかえられる。そうしてわずかもらつて、もとの職場には復帰できない。どこへ行つても、お前レントゲンで見たら影があるから雇わぬということになる。あわれなものです。だから、その人間にすれば、なおったときには——解雇は三年でも

いいですよ。しかしもとの職場に復帰させてやるのだというギャランティーがないとこれは大へんです。そこらあたりの矛盾がやはりこの法案には出ています。最近のように医学が進歩してきますと、不治の病だと思つていたものがなおる可能性があるわけですね。そうすると、なおったのだから、労働能力が出たのだから、今までの年金といふものはあげられませんか。一時金の障害給付になります。こう切りかえられると、労働者としてはほかのところにいっても雇つてくれないのだから、もとの職場に帰して下さい。そんな一時金はもらわなくてもよろしい、こういう形になるわけですね。そうすると一時金を返上したら、もとの職場に帰すというか、何かをしてもらわなければ労働者は大へんです。そういう形になっておるのです。管理四ということで医学的にきめたものが、医学的にきめたものよりも今度医学的によくなつてきたというときには、その処置を越えてやらなければ大へんでしょ。どうもこういうことを天下の学識経験者がお集まりになつておやりになつたにしては、少しわしのようないやぶ医者が質問をしてもどうも矛盾があるのです。どうですか、そこらあたりは、職場復帰を労働者は保証しますか。

○滋谷政府委員 先ほどもお答えいたしましたように日本の現在の法制といつたしましては、一たん雇用関係が切れた、その者が何年かたつてなおった場合に、法律によつてもとの職場に復帰を保証するという法制は今のところわが国としてはないわけでございます。労働者の立場から言いますれば、もち

ろんそういったような法律による保証があることは望ましいわけでございます。すけれども、これは他方使用者の雇入れの自由という問題にも非常に大きな影響がある問題でございます。今の段階で直ちに法律によつてそれを保証することには困難があるというところを私は申し上げた次第でございます。しかしながら病気がなおつてなおった労働能力も回復した、従つてこれは当然そういう人々には働く職場が必要なのでございますから、私どもは使用者の方々の理解と協力によつて、そういうことが法律による措置ではなくとも円滑に行なわれるように、私どもとしても十分の努力をして参りたいと考えておる次第でございます。

○滝井委員 そういふ点は努力してもらうということだけのことだと思ひますが、病気が重くなつたら職場転換をするのだということを経験してお書きになつたら、今度病気がなおつたらもとの職場に帰すのだということを経験する。これは使用者の自由かもしれないけれども、雇用の自由だからといって、労働者の人権まで侵害する必要があると思ひます。だから当然病気がなおつたらもとの職場に帰る制度というものをやはり法律に入れてないということは非常に画龍点睛を欠いています。

次に、十一條に受診の義務を課してあります。その場合に、使用者が指定した医師の行なうじん肺健康診断を受けることを希望しないという場合があるわけですね。これは一体どういう意味のことですか。

○加藤説明員 これは事業場などの場合におきまして、事業場におります医

師の診断を拒否するような場合がござ
いますので、そういう場合があること
を一応考えたわけでございます。

○滝井委員 医師の選択の自由とい
う意味でこういう規定を書いておるわけ
です。そうしますと、その場合の費
用はだれが持ちますか。

○加藤説明員 労働者でございます。

○滝井委員 事業主が指定をした医師
のじん肺の健康診断を受ける場合は、
これは事業主が持つのでしょうか。そ
うすると、その医者がどうも私ばかり
だから、よその医者で見てもいい
というときには、労働者が出すこと
になるのですか。それはどうい
うことですか。医師選択の自由な
らば、医師はだれに見てもらっても自由
なんだから、当然事業主が出さなけれ
ばいかぬじゃないですか。

○加藤説明員 基準法の立場からしま
すと、健康診断をする義務は使用者に
ございまして、それを拒否した場合に
は労働者がやるということになってお
りますので、それにならったわけで
ございます。

○滝井委員 健康診断を拒否したの
じゃない。その病院のお医者さんがい
かぬ、私は受けます。しかし別の保健
所、他の病院でやってもいいというこ
うことになれば、これは当然健康診断
をやらなければならぬ義務は使用者が
持つておるわけでしょう。これは使用
者の義務もあるが労働者も義務があ
る、費用は事業主が持つのだ、こうい
う形になっておる。たまたま事業場の
医者でなくて、別の医者に私は見ても
らいますといった場合に、その医者の
費用というものは私は当然事業主が負
担しなければならぬのじゃないかと思

うのですが、どうも私はこの書き方か
ら、労働者に費用に持たせるのじゃな
いかと思つて実は質問した。それはお
かしいと思つたのです。そうすると、そ
の金がないというので健康診断をやら
なかったら、労働者は罰則が何かあり
ますか。

○加藤説明員 罰則なしでございます。

○滝井委員 どうですか、こういうと
きは私は使用者がその金を出してやる
べきじゃないかと思つたのです。こうい
うところに労働管理のニュアンスがあ
るのです。何でも使用者のやるものに
労働者が反旗を翻す、言うことをきか
なければそれはお前が自分でやれ、
日本ではこういうのがいけないところ
なのです。これは事業主の作った病院
が健康保険の保険医療機関になってい
ない思想がこういうところにも現われ
ている。一種の労働管理です。そうい
うところがここに現われている。これ
はむしろ私は大っぴらに出してやって
いいのじゃないかと思つたのです。き
ちとしたものさを持つてくれば、労働
者の希望するところでやらしてもい
い。よほど理由がなければそういうこ
とはやらないですよ。普通の労働者は
便利その他から考へて事業場でやりま
す。だから費用は当然使用者が負担す
べきだと思つたのです。というのは、私
はじん肺の健康診断というものは、幾
らのお金がかかるか知りません。そ
ろ、相当の金がかかるからこういう質
問をするわけですね。大体じん肺の健康
診断をやる場合に、一人どの程度の費
用がかかりますか。

○加藤説明員 大体健康診断の費用は
五、六百円かかります。レントゲンだ
けでございます。

○滝井委員 そうしますと、労働者の
方はそういう場合は当然レントゲンの
写真や、じん肺の健康診断の結果を証
明する書類というものを事業主に出す
わけですね。労働者が自分で着服して自
分の用に使うのじゃないのですから、
事業主にし出して、事業主が今度は、自
己の労働者の健康管理はこういう工合
に基準法に基づいてやっておりますと
いうことを示すわけでしょう。そうす
るとそれは労働者の利益であるが、同
時に使用者についても利益であるか
ら、どうせ自分のところでやる分をよ
そでやっても、その費用というものは
同じだから、負担すべきじゃないかと
思ふのです。

○森谷政府委員 労働基準法の第五
十二条に健康診断に関する規定がある
わけでございますが、ただいま問題に
なっております第十一條と同じような
規定が第三項にあるわけでございます。
使用者が指定した医師の診断を受
けることを希望しない労働者は、他の
医師の健康診断を求めて、その結果を
証明する書面を使用者に提出しなけれ
ばならないという工合に、今度は逆に
労働者の義務になつておるわけござ
います。従つてそれは労働者の負担で
やる、こういう建前を労働基準法は
とつておるわけでございます。じん
肺法はこの労働基準法の考え方を踏襲
したわけでありまして。

○滝井委員 労働基準法のこの規定で
も、われわれは経験がありますが、領
収書を書いてくれ、事業主が払うから
というのはいくらでもあります。普通の
健康診断ならば百円かそこらででき

る。じん肺の健康診断は今おっしゃ
たようにレントゲンをとるのでござい
ます。五、六百円かかる。従つてこれは当然
事業主負担すべきだと思つたのです。
こういうところまで事業主に気がねし
なければ政府は踏み切れないのです
か。わずかに五、六百円、しかも全部
の労働者が事業主の指定したところに
行かない、拒否するというわけのもの
ではないと思ふ。どうですか。

○森谷政府委員 使用者が自分の使用
しておる労働者について健康診断を行
なうというのには、労働基準法上も使用
者の義務になつておるわけございま
す。従つて使用者が医師を指定してこ
う健康診断を受けなさいという場合
に、それを拒否するといふことはきわ
めてまれなケースでないかと考へてお
ります。労働者の方で使用者が指定し
た医師を拒否することについて何か正
当な事由があるというふうな場合があ
ればまた別の問題になるかと思われま
すが、ただ受ける労働者側の方で、あ
る医師の診断を受けることは自分とし
てはどうも気が進まないといつて自分
の方で医師を選択するといふような場
合がこの場合でございますが、そう
いった場合は今の基準法の第五十二條
の場合におきまして、労働者が自分
の負担において診断を受けてその必
要な資料を出さない、こういう立て
方をとつておるわけでございます。じ
ん肺法はその考え方を踏襲したわけ
でございます。いづれにしましてもこ
れはきわめてまれなケースではないか
と考へております。

○滝井委員 最近における交通機関の
進歩によつて、非常に遠隔地から労働
者はみんな通勤を行なうわけです。そ

うすると会社の指定したところに行
くのは非常に不便だといふことがあり
得る。拒否とおつしやるけれども、拒
否と書いてない。希望しないと書いて
ある。この法文は書き方が拒否とい
う強い書き方になつておらぬ。希望し
ないといふことは、今言つたように通勤
の関係で自分の帰りと反対の方向だ
、向こうに行つたら汽車その他の便利も
悪いのだから、自分は自分の近くで
やつてもらいましょ、そのかわり証
明書はきちつと出します、事業主が負
担して下さい、こういう場合があり得
る。だから原則としてはやはりこのく
らいの金は事業主が持つべきだと思
ふ。こういうことまで労働者にやらせ
れば、じん肺の予防なんてできやせぬ
です。これは全部事業主が負担すべき
だと思ふのです。

○森谷政府委員 労働基準法は言ひま
でもなく最低基準を定めておる法律で
ございまして、ただいま滝井先生か
ら、使用者に払つてもらふからその
受領書を作れといふ事例が非常に多い
といふお話がございまして、使用者
と労働者との間にそのような話し合
いがあれば、これは使用者が払つても
向差しかえないわけでございます。
むしろそういうふうな方向で行なわ
れることが望ましいと私も考へて
おります。しかしながら、基準法の
建前としては、使用者の指定した医師
でなしに自分が希望する医師に診断を
してもらつた場合は労働者が負担し
なさいといふふうにしてあるわけ
でございます。しかしながら、実際上の
話し合いにおきまして、交通その他の
関係で、使用者が指定した医師よりも
こちらの医師に診断してもらつた方が

ステーキだと思ふのですよ。こういう点はもう少し厚生省とお話し合いにならなければいけないと思ふのですよ。これはどうですか。

○滋谷政府委員 従来の特別、臨時措置法の運用の場合に、従来の症度一ないし三の場合の身体の違和についての健康診断については健康保険でこれを見るという、これは健康保険局長と基準局長との連名で——三までのあれですね、これは出ておるわけでございます。そこでたゞいま御指摘のございました第十五条の臨時申請の場合も、健康保険でその費用をまかなうことができれば、これは労働者にとつても非常に望ましいわけでございますので、私の方から健康保険の方と十分折衝をして、でき得ればそのような措置ができるように一つ努力したいと思つております。

○滝井委員 ぜひ一つ臨時申請というものの経費を——私はこれは当然事業主が持つべきだと思ふのですけれども、事業主といつてもなかなか日経連の力が強いからあなた方も言いにくいでしょう。これは一つくらいは健康保険に無理をいって、国民健康保険なり健康保険の保険証で臨時申請の場合は特別に診断してもらおうという——人間ドックさえやろうとおるのですから、このくらいなことではできないはずはないと思ひます。ぜひそうして下さい。あなたの御言明の通り期待をしております。

次は作業の転換です。健康管理の区分が管理三になると、粉じん作業以外の作業に常時従事させる勧告権が都道府県の基準局長にあるわけですね。もしこれを使用者が聞かないときは一体どうなるのですか。

○滋谷政府委員 第二十一条の規定は、先般佐々木委員の御質問の際にもお答えいたしましたように、当該の労働者がそのまま粉じん作業場で働いておるならば、症状が進行して非常に悪化する、これを予防するための作業の転換措置を規定したのが第二十一条でございます。そこで使用者が基準局長の勧告を受けたときに、これを実施しない場合はどうかという御質問でございますが、これは私も実際問題として、そのまま放置するならば当該労働者が非常に健康上憂慮すべき状態になるというところが専門家の診断の結果出て、その専門家の診断に基づいて都道府県労働基準局長が勧告するわけでございますから、そういう事例はまず考えられないと私も考えております。また私も、実際の行政指導の面におきましてそういうことがないように、あくまでも使用者を十分に説得して、そのようなことがないように一つ指導をして参りたいと思ひます。

○滝井委員 まあ、ないという期待をすると言つたて、その事業主が粉じん作業場以外の作業場を持たないときは、これはどうもしようがないわけですね。そういうときは一体どうなるのです。

○滋谷政府委員 第二十一条の第二項でこの努力義務を規定しておるわけでございますが、それはたゞいま御指摘のあったように、当該の事業主の事業場にはそういう作業場がないというような場合が考えられるわけでございます。そういう場合に使用者にその義務をかけたとしても、實際上当該使用主としては変更することは非常に困難であるわけでありまして、そういうた

うな点も考慮いたしまして、使用者の努力義務という規定の仕方にしたのでございまして、これは当該使用者だけの責任でできない場合は、当然国がその間に立つてその当該事業場以外の働く職場を見つけておるに、政府の責任と努力によつてそれを解決していく、これは当然のことでございますので、このじん肺法案の中にもそういう意味を含めまして、政府の努力義務を規定したような次第でございます。

○滝井委員 問題はやはりここにも一つひそんでくるわけですね。努めなければならぬというけれども、努めてもできないというところになれば、労働者は干ばしです。作業の転換もできない、転換給付の一月分のお金をもらつただけで、あとは三十四条の職業紹介及び職業訓練のところで政府が努める、しかし努めたけれども、さういふ申しましたようにレントゲンの像が管理三なんといつたら、どこもこれは雇ひませんよ。現実には私は知つていますが、雇ひません。雇ひますとこれは、私はどうも大へんなことになるという感じがするのです。どうもこういう訓示規定的なものだけでは問題があると思ふのです。勧告することができただけで、勧告に従わなかったからといって別に罰則があるわけじゃない。訓示規定にすぎない。そうすると使用者が努めなければならぬという努力の程度はどういう程度なんですか。努めたか努めな

いかは外から見ただけでもわからないうわけですね。あなた方基準局長が、おい、やめたか、私は一生懸命やりましたけれども、何せよこれには雇ひ手がおりませんで、こう言えばそれまでです。わずか一月分の二万か一万五、

六千円の金をもらつて、それでござらばというところでは、こんなやりばなし肺法案と銘打つた単独法をお作りになつておつて、そうしてただ勧告をする、努めなければならぬ、努めてできなければ政府が引き受けます、政府も努めます。努めてできなかったときは、政府はどうかへ確実にはめてくれるという保証があるならばいいけれども、政府も努めて——お役所仕事で、努めたけれども君、雇ひないよ、君のようないレントゲン像じゃどうもならぬと言われたらそれまでです。使用者の努力の程度、政府の努力の程度というものは一体どういふものなんですか。必ず就職をせしめるという義務がない限りは、その程度というものはどの程度のものなのかをちょっとお聞かせ願ひたいと思ふのです。

○滋谷政府委員 従来の実績によりまして、二百名程度の者がその勧告を受けて、現に職場の転換をやつておるわけでございます。どのような努力の程度かという御質問でございますが、これは都道府県の労働基準局長が勧告するわけでございますから、勧告するからには相当な理由があるわけですから、必要性があるという前提に立つての勧告でございますので、具体的には当該都道府県の労働基準局長の監督官あるいは現地の所長等が労使の間に入りまして、三者立ち合ひの上で具体的な相談をして、とにかく粉じん作業以外の働く場所を見つけておるに三者一体となつて努力をして参るわけでございます。

ただ先ほど申し上げましたように、当該の事業主の持つておる作業場にはそういう適当な場所がないという場合は、合には、実際問題としては非常に困つてくるわけでございますが、そういう場合は政府がその間に入つてはかの職場を見つけておるという努力をして参る、こういう考え方でございます。

○滝井委員 努めなければならぬといふことで、努めてもできなかったら政府が入るのでありますが、この場合に、労働組合があれば労働組合、労働組合がなければ労働者自身と相談をしてやる、こういう条文がどうして入らぬのですか。

○滋谷政府委員 従来の特別保護法、臨時措置法の運用の場合も、これは当然労働者とは十分話し合いをした上でやつておるわけでございます。今回の第二十一条の第二項で、法律による画一的な強制を避けたといういは、実はそういう点を加味してこういう法律の規定にした次第でございます。言うまでもなく、当該の労働者が非常に長い間粉じん作業場で働いておつた、その者が突然その病気の進行のために職場を転換しなければならぬ。当該労働者にとつては非常に長い間習熟しておりました職場を変わるわけでございますから、生活的にも非常に大きな影響がある。そういう意味で、これはあくまでも当該労働者と十分話し合いをした上で今後の対策を考える方が妥当である。こういう考え方に基づいて努力義務の規定をした次第でございます。まして、あくまでもこの第二十一条の運用にあたりましては、当該労働者の意見というものを中心にして、そうしてこの法の運用をはかつて参る所存でございます。

○滝井委員 あなた方がそういう御答弁ができるならば、やはりこの条文

に、使用者は前項の勧告を受けたときは労働者と相談をして、あるいはその労働者の組合があれば組合とも相談をしてやるという工合に書く方が非常に民主的じゃないかと思うのですが、どうも労働省は業者間の最低賃金を作つて以来、労働者の「労」の字を条文の中に入れることをきらう感じがするのです。こういう法律というものは、やはり労使双方がお互いに協調していかなければ、予防というものはうまくいかなないわけです。それから職場転換もなかなかうまくいかないですよ。もう少しそういう点の配慮というものが必要じゃないかと思うのです。一つ今のうちにぜひ労働者の意見を十分お聞きになるということは、同時に組合の意見も聞くことになるだろうと思ひますから、そういう行政指導をしていただきたいと思います。

それから転換手当ですが、これは三十日の転換手当を出すことになるのですが、この場合に管理三くらいになると心肺機能の障害もあるから労働能力は落ちていくわけですね。落ちた安い賃金で職場の転換をやつたりするということになると、これは労働者にとつては非常に損なわけですね。これは一たび四になると業務上の傷病になる、三ではまだ業務上の傷病じゃないんだ、こういうのはつきりとしたそこに限界がついていくわけですね。ところが実際は理論的にいえば管理三だつてこれは業務上の傷病なんですよ。実際にはこれは四にいけばなるのですから、一歩手前というよりは、私たちはその底流としてはやっぱり業務上の傷病としての素地はできている、こう見ていいと思うのです。そうしますと、当然賃金の差

額について事業主が努めてくれて、どこか職場転換をした、ところがもとの賃金と比べて非常に安くなったという場合にはその差額の補償というものは私はやるべきだと思うのです。これは普通の業務外の病氣と違つて業務上の傷病ですから、当然私はそういう措置を講ずべきだと思うのですが、この場合は労働省はどういうふうに考えておるのですか。

○滝井委員 滝井先生も御承知のように、この健康管理区分の第一から第三までの軽度のものは、いわゆる労働能力という観点から見ますと、普通の健全な労働者と労働能力の点においてはほとんど差がない、療養の必要もほとんどないというのが、今までの健康診断等から見た実績からもそういう見方ができるわけでございます。従ひまして、私もこの第二十二条の転換手当を支給する場合に、健康管理三である者がそれ以前もつておつた賃金よりも非常に下がつておるといふ状態は、今までの実績から見ると、ほとんど見られないというふうに私も考へておるわけでございます。しかしこの前の補償の場合にも御質問がございまして、上にいふように、普通の平均賃金の算定の方法によつた場合に当該労働者に対して非常な不当な損害になつたという場合がかりにありまして、先ほどもお答えいたしましたように、基準法第二十二条第八項の運営によつてそういうことがないように、これは行政運用の面において十分考慮して参りたいと思ひております。

○滝井委員 たとえば管理三になる額について事業主が努めてくれて、どこか職場転換をした、ところがもとの賃金と比べて非常に安くなったという場合にはその差額の補償というものは私はやるべきだと思うのです。これは普通の業務外の病氣と違つて業務上の傷病ですから、当然私はそういう措置を講ずべきだと思うのですが、この場合は労働省はどういうふうに考えておるのですか。

と、明らかにX線の像に陰影が出てきておるわけですから、自己の職場内部の転換ならば、その場合でも問題があると思ひますが、まあ何とか私は解決できるのじゃないかと思う。ところが政府の職業訓練を受けて他の職場に行くという場合には、レントゲンの像は今度雇い入れる側は必ず見ますから、どうも管理三では激しい仕事はできぬということ、軽い仕事に行けばその分だけ賃金が下がることは明らかです。炭鉱でも非常に粉じんの激しい坑内から坑外に上がれば賃金は減るわけですね。石屋さんが第一線でちんかんちゃんとか石を刻んでおつた、ところがどうもいかぬということ、今度はみがかう方になったということになれば、それだけ賃金が下るわけですね。そうすると、その下つた差額というものはこれほどどこかで補償しなければ、無理やりそこをいふ職業病にさせておつて賃金の差額はやらねえんだということでは困る。上にならねえですけれども、下る場合の方が多いですね。ところが、ただ一カ月の転換手当を与えただけでは、あとは野となれ山となれというのでは、あまり働く労働者の方がかわいそうですよ。その処置が何もされていない。それならばここに、事業主は転換手当を支給する、なお粉じんの作業場以外の作業場に就業をした場合には前の賃金と同じものを支払わなければならぬというくらいのは書いてもいいんです。それも書いてない。事業主が職場転換をやらせる努力をすると同じ程度のものはここに書いていないじゃないかと思うのですが、どうして書かないのか。当然賃金は下るこ

と、明らかにX線の像に陰影が出てきておるわけですから、自己の職場内部の転換ならば、その場合でも問題があると思ひますが、まあ何とか私は解決できるのじゃないかと思う。ところが政府の職業訓練を受けて他の職場に行くという場合には、レントゲンの像は今度雇い入れる側は必ず見ますから、どうも管理三では激しい仕事はできぬということ、軽い仕事に行けばその分だけ賃金が下がることは明らかです。炭鉱でも非常に粉じんの激しい坑内から坑外に上がれば賃金は減るわけですね。石屋さんが第一線でちんかんちゃんとか石を刻んでおつた、ところがどうもいかぬということ、今度はみがかう方になったということになれば、それだけ賃金が下るわけですね。そうすると、その下つた差額というものはこれほどどこかで補償しなければ、無理やりそこをいふ職業病にさせておつて賃金の差額はやらねえんだということでは困る。上にならねえですけれども、下る場合の方が多いですね。ところが、ただ一カ月の転換手当を与えただけでは、あとは野となれ山となれというのでは、あまり働く労働者の方がかわいそうですよ。その処置が何もされていない。それならばここに、事業主は転換手当を支給する、なお粉じんの作業場以外の作業場に就業をした場合には前の賃金と同じものを支払わなければならぬというくらいのは書いてもいいんです。それも書いてない。事業主が職場転換をやらせる努力をすると同じ程度のものはここに書いていないじゃないかと思うのですが、どうして書かないのか。当然賃金は下るこ

とがなと思つたから書かないのですか。

○滝井委員 作業の転換を行なうことによりまして賃金が下る場合もございまして、また上がる場合もあるわけでございます。労働者側から言いますれば当然賃金が上がることが望ましいわけでございますが、なかなかそのようにばかりはいかぬ事例もあるかと思ひます。従来の臨時措置法なり特別保護法で平均賃金の三十日分の転換手当を支給して、現に今まで実施してきたわけでございますので、今回の立案にあたりまして、従前の例によつて平均賃金の三十日分の転換手当を支給することにいたしました次第でございます。

○滝井委員 松野さん、この法案は管理四のものがよくなつて管理三になつてくる、こういうときには当然療養しなくてもよくなつたんだから、職場復帰ができるわけですね。悪くなるときは、二から三にいくと、職場転換を努めなさいと書いています。ところが逆に四が三によくなつたときは何も書いていないのですよ。当然職場復帰してくるのだとおっしゃるのです。ところがそうとは限らないのです。鉱山で鉱夫が坑内から坑外に上がつて、また坑内に帰ると悪くなるのです。ところが食わなければならぬから、ある場合には悪くなつても行かなければならぬ。ペンゾール中毒の内職のおばさんたちをこらになつても、サンダルをつつた方が私の生活には一番いいのです。しかし長くやつたら私の肉體は虫はまれて悪くなるのはわかつていけるけれども、私はこれ以外にやる仕事がないのです。こういうように結局

はかに仕事がないから命を犠牲にして生活をするという形が日本の家内労働では行なわれている。これと同じことがここでも行なわれている。労働省は、四から三によくなつた場合には職場復帰を事業主はさせなければならぬとか、職場復帰をさせるのはもの粉じんの立つところではなくて、少なくとも同じ程度の賃金のところへやらなければならぬ、こういう親心のある規定にしてみればいいのですが、それができない。だからこの法案は、労働者にとって大事なところはみんな抜けていくのです。私に言わせれば、いろいろ質問もしてきたけれども、事業主の方には割合至れり尽くせりのところを書いている、ところが労働者側については抜けている。今のような点も大いに抜けているところですよ。四から三によくなるのは今後の医学においては非常に多いところですよ。ところが職場復帰は何も書かれていない。悪くなつたときには職場転換させようといふことが書いてある。職場転換をさせたときに、二から三にいくと、職場転換を努めなさいと書いています。ところが逆に四が三によくなつたときは何も書いていないのですよ。当然職場復帰してくるのだとおっしゃるのです。ところがそうとは限らないのです。鉱山で鉱夫が坑内から坑外に上がつて、また坑内に帰ると悪くなるのです。ところが食わなければならぬから、ある場合には悪くなつても行かなければならぬ。ペンゾール中毒の内職のおばさんたちをこらになつても、サンダルをつつた方が私の生活には一番いいのです。しかし長くやつたら私の肉體は虫はまれて悪くなるのはわかつていけるけれども、私はこれ以外にやる仕事がないのです。こういうように結局

きょうはこれは修正の中にはとても入れるなんて言つたつてむずかしいことですが、これは重要な労働行政のポイントなす点かと思ひますし、将来身体障害者の雇用促進の問題とも関連しますが、そういう点は松野さん自身はどうお考えになりますか。

○松野国務大臣 基本的に雇用関係はいわゆる労働関係の自由の原則をたつておるわけでありまして。ただ特殊な場合、そういうことが起こつておるから、そういうことが起こらないような要請の措置を今回は特にきつくりたわけでありまして。なお、非常に労働者に不親切だと言われますが、私は不親切だとは考えておりません。これはじん肺というものの対する患者の管理区分あるいは予防措置あるいは将来の療養については、基本的には非常に前進だと思つておる。ただいろいろな点につきまして御満足のかないところもあるかもしれません。しかし、今日までのじん肺特別措置法及び臨時措置法を通じてわれわれが体験を得ましたところは、三年以内に早期に療養をやつた、そうした方は大体職場復帰をされておる方が非常に多いのであります。従つて、早期な治療と早期な療養によつて職場復帰を促進させることがよいことであつて、それを放置して非常に重体になつたものよりも、事前の策を講ずべきであるというのがこの法案の趣旨でございまして、多少いろいろな点はございしますが、今回は一つこれで、将来の問題はまた将来の問題として十分考へるべき余地はあるかと存じております。そのためにじん肺審議会というものがいろいろな場面を想像して、今後重要な条件を審議

することができるようにしたわけでありまして。
○滝井委員 二、三点ありますけれども、一時半になりましたから二、三十分休憩させてもらつて、あと続けましょう。
○永山委員長 それじゃ午後二時まで休憩いたします。
午後一時三十二分休憩

午後二時十五分開議
○永山委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、ただいま付託になりました滝井義高君外十三名提出の、けい肺及び外傷性せき髄障害の療養等に関する臨時措置法の一部を改正する法律案を議題とし、審査を進めます。

けい肺及び外傷性せき髄障害の療養等に関する臨時措置法の一部を改正する法律案

けい肺及び外傷性せき髄障害の療養等に関する臨時措置法の一部を改正する法律案

けい肺及び外傷性せき髄障害の療養等に関する臨時措置法（昭和三十三年法律第四十三号）の一部を次のように改正する。
第十三条を削る。

附則第三項及び附則第四項中「昭和三十三年」を「昭和三十六年」に改める。

附則

（施行期日）
1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 政府は、この法律の施行後すみ

やかにけい肺及び外傷性せき髄障害にかつた労働者の保護措置について根本的検討を始め、昭和三十三年十二月三十一日まで、けい肺及び外傷性せき髄障害に関する特別保護法（昭和三十三年法律第九十一号）の改正に関する法律案を国会に提出しなければならぬ。

理由

けい肺及び外傷性せき髄障害の療養等に関する臨時措置法の有効期間を一年間延長するとともに、政府は、けい肺及び外傷性せき髄障害にかつた労働者の保護措置について、さらに根本的検討を加え、昭和三十三年十二月三十一日まで、けい肺及び外傷性せき髄障害に関する特別保護法の改正に関する法律案を国会に提出しなければならぬこととする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費として、約二億三千九百万円の見込みである。

○永山委員長 まず提出者より趣旨の説明を聴取いたします。五島虎雄君。

○五島議員 ただいま議題になりました日本社会党及び民主社会党提出の、けい肺及び外傷性せき髄障害の療養等に関する臨時措置法の一部を改正する法律案に関する提案理由並びにその趣旨を説明いたします。

けい肺及び外傷性せき髄障害につきましては、根本的な治療を必要とし、

従つて患者に対しては生活面と療養面において十分な施策を必要とするものでございまして。この十分なる施策のためには根本的な法改正を必要とするものであります。短時間におきましてはとていついこの要請にこたえる改正をするには困難であります。従つてこの根本的な法改正のためには、さらに十分な検討を要するものと思ひます。ここに日本社会党及び民主社会党がけい肺及び外傷性せき髄障害の療養等に関する臨時措置法の有効期間を一年間さらに延長いたしました。この一年間の延長期間中に十分にかつ根本的な法の改正を検討し、昭和三十三年十二月三十一日までにはけい肺及び外傷性せき髄障害に関する特別保護法の改正に関する法律案を国会に提出する必要がある。これに要する経費は約二億三千九百万円の見込みでござい。何とぞ慎重審議の上、本提案に御賛成下さることをお願いいたします。提案理由の趣旨の説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

○永山委員長 引き続き、労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案、じん肺法案、及びけい肺及び外傷性せき髄障害の療養等に関する臨時措置法の一部を改正する法律案、以上三案を一括議題とし、審査を進めます。

○戸叶委員 滝井委員の質問に関連いたしまして、二点だけ伺つていただきたいと思います。

その第一点は、外国にいた人で日本に帰つてきてからけい肺になつた人、あるいは外国にいまして粉じん作業に

携つておりました場合に、捕虜などになつて苦しい生活をしていて、帰つてきてからけい肺になつた方、こういう方々に対する御考慮というものが今までなかったように存じます。この人たちに對してはどういうふうなことを考へておられるか。なぜ私がこれを質問するかと申しますと、何月何日というものがはっきりいたしませんので、たしかに残念でございまして、たしかに次官通牒というふうなものが出てくるはずでございまして。それはどういうのかと申しますと、労働保険者の管轄の特例というので、被保険者であつた者が被保険者として最後に使用された事業所の所在地が日本にない場合におけるその者に對する第一各号に規定する権限は、当分の間受給権者の住所（日本に住所がないときは日本における最後の住所）の都道府県知事が行なうものとする。

前項の場合において、受給権者の住所が初めて日本にないときは、その者に對する第一各号に規定する権限は、当分の間同条の規定にかかわらず、都道府県知事に委任しないものとす。こういつた次官通牒が出てくるやに伺つておるのでございしますが、これは二十六年から七年くらいのことだと思ひますが、ちよつと目もわかりませんので、どうなつてゐるか。實際どういうものがあつたにかかわらず、それが運用されずに非常に悲しい状態に置かれて自殺をしたというふうな事件もあることとございまして、どうなつてゐるか。また、今後どうなさうとするのか、その点を伺ひたいと思ひます。

○滝谷政府委員 ただいま御指摘のご

さいました次官通牒については、私も今のところ心当たりございません。帰って調査をいたしたいと思ひます。

なお、そういう外国から帰還されてけい肺にかかったという人の法の適用関係でございますが、これは特別保護法を適用する際に、そういう人を含めまして、それ以前に打ち切り補償を支給されて特別保護法の適用外に置かれた人々と全く同様な立場に置かれるわけでございますが、こういう人たちの法の適用関係をどうするかというところが非常に議論されたわけでございます。そのときの結論といたしましては、一応法律は施行後に對して適用されるという一般原則論に立つて、そのような人にははなはだ遺憾なことでございますが、特別保護法の適用は受けられない。しかしながら、そういう生活の実態にある場合は、それについては生活保護なり、別の面で何かの措置を講ずる、こういうことで特別保護法の適用にはならなかったわけでございます。

○戸叶委員 次官通牒として出されているのでございますけれども、そういうふうなことを御存じないというのは少し私も不可解千代だと思ひわけでございます。あとから帰ってお調べになるというふうなお話でございますけれども、この法律が今どうなるかという運命にあるときに、この通牒も御存じないというふうでは、まことにたよりない話だと思ひわけでございます。そこで、また今の御説明によりまして、たとえば基準法とか労災法だけの適用しか受けなかった人たち、特別法の適用を受けなかった人たち、そういう方々の扱いは生活保護が何かでやる

より仕方がないというふうな、まことに愛情のない御答弁でございます。したけれども、そういう方々がたくさんおられるわけでございますので、特にそういう事情をおくみ取り下さいますして、この法案の制定にあたつては、そういう内容を含めた改正を私はぜひやっていただきたいというのを念願するものでございます。この問題、あるいはほかの問題は滝井委員があとから御質問になると思ひますから、私はその点を特にお願いをいたしたいと思ひます。

もう一点は、けい肺にかかった方たちが手術をして、一応なおりました、またもとの職場へ帰つても、あるいはほかの職場へ行きましても、いろいろな形からだがもと通りにならないというふうな、重労働にも耐えられないような、いろいろそういう欠陥が出るわけでございますけれども、そういう方たちが安心して働けるという意味から、希望を持たせる意味からも、けい肺手帳というふうなものを出してあげればいいのではないかと思ひますが、こういうことに対する政府のお考えはどうでございますか。

○鎌谷政府委員 けい肺にかかりまして、その後病状がだいに軽くなつたといつたような人たちは、その後安心して働けるような配慮をすべきだと思います。従ひまして、けい肺手帳というふうな考え方は今回の法律案には入つておらないわけでございますが、今後の問題として十分検討いたしてみたいと思ひます。

○田中(正)委員 ただいま議題になつております三案については質疑を終局せられんことを望みます。

○永山委員長 田中正巴君の動議に賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕
○永山委員長 起立多数。よつて、三案に対する質疑は終局いたしました。

○永山委員長 この際、齋藤邦吉君より労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案に対する修正案が提出される法律案に対する修正案が提出されております。

修正点の第二は、遺族給付及び葬祭給付を長期傷病者補償開始後六年以後に死亡した場合にも行なうことと改正する法律案に対する修正案が提出されております。遺族給付及び葬祭給付の支給を長期傷病補償の開始後六年以内とする政府原案は、打ち切り補償の意味合いからこのように限定したものでありと認められますが、六年以後に死亡した場合に遺族に對して全く給付が行なわれないことは気の毒でもあり、また、葬祭費用及び当座の生活費も必要であると考え、長期傷病者補償開始後六年以後に死亡した場合にも遺族給付として平均賃金の百四十日分と、葬祭料として平均賃金の六十日分を支給することとしたのであります。

修正点の第三は、経過措置により長期傷病者補償を受けることになる者の給付金の減額分を平均賃金の七十九日分から四十日分に改めることとしたものであります。経過措置により長期傷病者補償を受ける者の給付金の減額分を平均賃金の七十九日分にするのは、すでに行なわれた打ち切り補償相当額を減額する措置としては合理的であると考えられますが、これらの者のうちにはすでに打ち切り補償を消費した者もあり、療養生活の継続に困難を生ずることも考えられますので、このような事情を考慮いたしまして、減額分を四十日分に減ずることとしたのであります。

修正点の第四は、長期給付の額の改訂について、改訂後の改訂を行ひ得るよう改めたものであります。政府原案では、長期給付の額の改訂は、社会保障制度全般の調整の機会において再検討することとし、それまでの間の暫

別表第三 遺族給付表

区	分	給付の内容
長期傷病者補償の開始後一年以内に死亡した場合	平均賃金	一〇〇〇日分
	同	八五〇日分
	同	六九〇日分
	同	五三〇日分
	同	三六〇日分
	同	一八〇日分
同	同	一四〇日分
	同	同

附則第五條第二項中「七十九日分」を「四十日分」に改める。

附則第十二條第一項の國等の債權債務等の金額の端数計算に関する法律第七條第二号の改正規定中「第三十二條本文(同法第三十四條の六において準用する場合を含む)」を「第三十二條第一項本文(同法第三十四條の六において準用する場合を含む)」に改める。

附則第十六條第一項に後段として次のように加ふる。

改訂後の第一種障害補償費又は傷病給付(第二種傷病給付に係る療養又は療養の費用に関する部分を除く。)若しくは第一種障害給

付の額の改訂についてもこれに準ずる。

○永山委員長 提出者よりその趣旨の説明を求めます。齋藤邦吉君。

○齋藤委員 本修正案の趣旨を御説明申し上げます。

修正案の第一は、第二種傷病給付金を政府原案の一年につき平均賃金の百八十八日分から二百日分に改めることといたしたものであります。これは労働保険による入院療養は完全看護であり、入院療養に伴う諸雑費の必要であることを考慮いたしまして、平均賃金の二百日分に増額したのであります。

修正点の第四は、長期給付の額の改訂について、改訂後の改訂を行ひ得るよう改めたものであります。政府原案では、長期給付の額の改訂は、社会保障制度全般の調整の機会において再検討することとし、それまでの間の暫

定措置として一回限りの改訂を行なうこととされておるのでありますが、社会保障制度全般の調整を行なうにはなにお相当の時日を要することも考慮され、その間に賃金の上昇が生ずることも十分考えられますので、改訂後の改訂をも行ない得ることとしたのであります。

以上修正案の趣旨を申し上げた次第であります。

○永山委員長 本修正案に対する質疑はないようであります。

○永山委員長 この際、労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案に対する修正案及びけい肺及び外傷性せき随障害の療養等に関する臨時措置法の一部を改正する法律案は、いずれも国会法第五十七条三の規定に該当するものでありますので、内閣に意見があれば、この際意見を求めることにいたします。松野労働大臣。

○松野労働大臣 政府といたしましては、修正案については社会保障制度の総合調整の際に検討することが望ましいと考えますが、諸般の情勢上やむを得ないと考えます。

○永山委員長 引き続き労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案及びけい肺及び外傷性せき随障害の療養等に関する臨時措置法の一部を改正する法律案、以上を一括して討論に付します。通告がありますのでこれを許します。滝井義高君。

○滝井委員 政府提案のじん肺法案並びに労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案並びに自由民主党提出の

労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案の修正案に反対をして、日本社会党並びに民主社会党提出のけい肺並びに外傷性せき随障害の療養等に関する臨時措置法の一部を改正する法律案に賛成の意を表するものであります。

以下その理由を申し上げます。まずじん肺法案についてでございますが、近代の資本主義国家における産業の急激な発達には、多くの職業病を生む状態が顕著に生まれつつあります。そういう中で政府は急遽じん肺法という、単に肺に關係のある一つの職業病的なものに對して法律を出しておりますが、これだけでは多くの欠陥があると思ひます。従つて当然將來政府は職業病的総合的立法を行なうべきだと思ひますが、そういうこともやらずに当面を糊塗しようとしております。特にじん肺法の中において労働者の教育についてはある程度の条文を持つておりますが、労働者を使用する使用者側の教育等についてはきわめて不明確でございます。また、じん肺が進行をして、管理一から二、二から三と病状が進行していくと、その場合には職場転換を行ない、わずかに二十日間の転換手当を支給しますけれども、一たび管理四から三、二と、こう病状が回復していった場合に對しての職場復帰の問題については、法案は何ら積極的な意圖を示しておりません。そればかりでなく、管理三から管理四にならうとする労働者が職場転換をする場合に、一カ月間の転換手当だけで、その後における賃金の格差、職場転換によつて下がるであろう賃金の格差については何らの考

慮が払われていないということでございます。こういうように、この法案は一面じん肺法という単独法の進歩的な様相を持つておりますけれども、しきりにその内部を検討してみますと、羊頭を掲げて狗肉を売るというようなニュアンスが見えることは非常に遺憾でございます。なお個々の身体検査その他についても、事業主の指定する身体検査以外で、みずから積極的に任意の申請による身体検査を受けるいは自分の希望しない医師で身体検査を受けるといふようなわずかな身体検査の料金さえも、事業主の負担でなくて労働者に負担せしめておるといふ、こういう形勢がとられております。こういう点から考へても、今回のじん肺法は一面進歩的なものを持つておりますけれども、このじん肺法というものは当然法体系としては予防と健康管理と治療と後保護という四つの柱が一貫してこの法律の中に盛り込まれていなければならぬにもかかわらず、根本的に、予防と健康管理の面は強調せられておるけれども、療養の面、治療の面、後保護の面についてはわずかに二、三行の条文で片をつけておるといふきわめてずさんなものでございます。社会党としては、このじん肺法の方向としてのある程度の進歩性は認めるけれども、幾分底抜けの感があるので、今回はこれに賛成するわけには参りません。

さらに、労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案については、今与党の方から一部の修正案が出されましたけれども、この修正についてもきわめて不満足でございます。今度の労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案の政府提案の根本的な欠陥は、労働基準法というものはそのまゝにして

おいて、労働者災害補償保険法だけを手直ししておるといふ点でございます。基準法上の事業主の責任以上のものを労働法で定めることは法体系としては邪道であるといわなければなりません。労働法を修正するならば当然基準法についても政府は根本的に改正を出して行くべきでございます。ところが昔から日本では基準法をいじることはタブーだといわれておりましたが、それをそのまま松野労働大臣は踏襲しておるようでございます。若い松野労働大臣としては勇氣に欠けるところがあつて非常に遺憾と思ひます。特に労働法の一部を改正することによつて、そこに膨大なわれわれ国民の税金を、事業主の出した保険料以外につぎ込むことになりました。そういうことになると、労働法の適用のない労働者が労働法以下の待遇しか受けないことになつて、国民の税金が不当に使われて、労働法の適用を受けない人との間に大きな差をますます拡大していくことになるのです。これは結局基準法を当たらなかつた根本的な矛盾がそこに

出ております。従つて政府はその矛盾を何らかの形で糊塗するために事故の發生の後においても特別加入の制度を認めて、苦肉の策をとつておることがこれを具体的に現わしております。こういう根本的な矛盾を労働基準法の一部を改正する法律案は含んでおりますが、さらにもつと重大な点には、労働基準法において打ち切り補償を受けた場合に、三年で解雇制限というものが撤廃されることになるわけですが、今度のこの法案においてはその千二百日分という打ち切り補償を基礎

にして年金の体制を作つております。従つて当然これは基準法にいう打ち切り補償がもし分割払いにせられた場合には六カ年間というものは解雇してはならないという、労働者自身が書いておるコメントールの中にもあるのでございますが、そういう精神が法案の中に出てこなければならぬにもかかわらず、分割払いをしながら、實際は打ち切り補償とみなすという形をとつてきておるわけでございます。従つてわれわれはこういう画期的な改正をやろうとするならば、政府としてはこの際非常に不治の病にかかつて悲惨な生活を送るけい肺の患者なりせき損の患者について、雇用の三年の打ち切りということでなくて、少なくとも六カ年くらいは延長する温情のある政策を出すべきではなかつたかと思ひます。これについては資本家側の日経連の圧力が強く与党なり政府に加つて、その實現ができなかつたことは非常に遺憾でございます。法体系の問題もさることながら、これがまずわれわれが反對をする第二の大きな問題点です。

第三の問題点は、労働者災害補償保険法における第一種傷病給付と第二種傷病給付と二つの点に分けた点であります。第一種傷病給付は二百四十日の年金を与へ、第二種傷病給付は百八十八日の年金を与へます。今回与党の一片の良心によつて百八十八日は二百日に修正をせられておりますけれども、これは二百四十日と百八十八日、あるいは修正による二百四十日と二百日は、どうも論理のつじつまが合わない。政府の方としては、百八十八日と決定をしたのは、一カ年間の療養費が入院の場合に二十四万四千円程度要るん

だ、通院の場合は年間三万二千円程度であるので、第一種の通院の場合は二百四十日、入院の場合は百八十八日にしたのだ、こうおっしゃいます。そうしますと二十四万四千円と三万二千円で、この二百四十と百八十八と、つじつまが合わなくなってくるわけです。そういうお金の計算でいきますと、こういう差よりもっと差が開かなければならぬということになると、思うが、こういう腰だめの数字で差をつけておる。当然われわれの経験、患者からの意向を聞いてみますと、むしろ入院の方がよけいに金がかかる、こういう形があるとするならば、入院と通院とを一本にすることの方がより合理的であると思う。二百四十と百八十八で通院によけいの金を払うということは、労災病院からこの悲惨なけい肺なりせき損の患者に出ていけという形を暗黙のうちに政府がとっておるのではないかと、精くもない腹を探られるおそれもあるわけでございます。政府がせっかくなにかい気持で作ったその法律というものが、そういう疑いをつけられるだけでも不徳のいたすところにもなりかねないので、こういう点がわれわれの納得がいかない点でございます。これが第三。

第四に納得のいかない点は、年金との併給の問題でございます。元来労働者災害補償保険と厚生年金とは、その発足当初から約束が違っており、厚生年金は労働者と事業主とがそれぞれ保険料を半分ずつ納めて、多分千分の三十の保険料を千分の十五ずつ納めて作っておる保険でございます。労働者災害補償保険は、これは事業主自身が労働者の負担を持って保険料を払

ておる保険で、発足の当初から約束の違った保険であります。その保険がたまたま障害というその言葉が一致したからといって、形式的には併給しておりますが、これを併給せずに、百分の五十七・五、国家公務員共済組合では百分の七十というのではどうも納得いきません。しかも老齢年金については併給をしておるといふ点でございます。年金は厚生省所管、労災保険は労働省所管であるにもかかわらず、こういう立にあたって政府はこういう矛盾をすみやかに解決すべきだと思ひます。むしろそれまでは併給の形をとっておいて、そのときになって何か調整するというのならばわかりますが、今からこういう差別待遇をするということは、これは将来の年金制度確立の上からいってもむしろ隘路を形成するものとして賛成いたしかねます。こういう点が根本的な点でございます。

そのほか与党の方でわれわれ民主党なり社会党の主張を入れたものは、わずかに打ち切り補償を受けた人たちに對して七十九日差し引くというのを四十日の差し引きにしてくれた点でございます。鬼の目にも涙という言葉がありますが、まさに四十日間鬼の目の涙であったことは非常に悲しい思いがいたす次第でございます。

そのほかスライド等も認めましたけれども、こういう点についてはなお賃金のとり方等についても問題のある点でございます。これは悲惨な労働者でございますから、労働者に最も有利な点をスライドの賃金の基礎にしてみらなければなりません。と申しますのは、今回の改正というものが職業病と

それからアクシデントである脊髄骨折のようなものを全部一緒にして労災法の中にはうり込んでおるといふこととです。しかもその人がはうり込まれるときには、その働いておったときの前三カ月間の賃金が基礎になるといふ点です。従ってアクシデントによつて長期の傷病給付を受けるところの労働者と、長くけい肺やベンゼン中毒で労働能力が落ちて、そしてこの法律の恩恵を受ける労働者との間に、非常に賃金の算定の基礎、いわゆる年金の基礎に差が出てくるわけです。こういう点についてわれわれはどうも納得のいかない点がございます。

とにかく一応方向としては、こういう悲惨な傷病に對して年金の方向に向いたという点については、私は労働省のその努力には感謝を申し上げますけれども、労働省というものはもう少し科学的な見地に立って、ほんとうにヒューマニズムを持ってこの法案を作る必要があると思ふのです。もちろんわれわれ社会党にしても、現実の政治というものが力関係によつて決定せられておるといふことはよくわかつております。しかしある程度ヒューマニズムというものが力を乗り越えるということがないとするならば、政党政治というものは意味をなさなくなります。私は今度の法案の方向としては、ある程度そのいい方向を認めなければいけません。その根本的な底流を流れるものを見たいと思ふのです。政府はすみやかにそれらの矛盾点を克服して、りっぱな法律にしたいことを要望いたします。悲しいかな政府提案のじん肺法並びに労働者災害補償保険法の一部を改

正する法律案、並びに自由民主党の提出した労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案の修正に對しては賛成することができません。従つて社会党と民主党の提出をいたしておりますけい肺及び外傷性せき髄障害の療養等に關する臨時措置法の一部を改正する法律案に賛成をいたしたいと思ひます。この法律によつて、とりあえず一カ年間延長をいたし、ゆつくり一つ、根本的な方向はいいのですから、その方向をよりよき方向にきちつと法体系をまとめて、基準法、労災法の矛盾を克服して出していただくことを要望し、私の討論を終わります。

○永山委員長 佐々木良作君。

○佐々木(良)委員 私は、民主社会党を代表いたしました。日本社会党と民主社会党との共同提案になっておりますところの、けい肺及び外傷性せき髄障害の療養等に関する臨時措置法の一部を改正する法律案、つまり現行の臨時措置法を一年延期する法案に對して賛成し、同時に政府提案のじん肺法案並びに労災法の改正に関する法律案に反對の討論を行ないたいと思ひます。

趣旨の中心点は、まず政府案に對するものであります。政府案は、私が質疑の過程におきまして、るる指摘をいたしましたように、法体系上に多くの疑問点を持っております。並びに一番中心でありますところの、今度の補償内容が不十分であります。従つて、本来の提案理由の趣旨を生かすための内容を伴つておらないという二点に實質的には尽きるわけであり、したが、今その基本に触れまして少

し内容に立ち入ってみたいと存じます。

私も、今申し上げましたような趣旨に従ひまして、政府提案のこの二法案に反對をいたしまして、臨時措置法の一年延期を要望するわけであり、したが、この一年延期をいたしてあります間に、ただいま滝井さんの方からもお話がありましたように、私どもは、特に民社党といたしまして、この内容を持しますところの職業病法——この審議の過程におきまして考え方を明らかにいたしました職業病法を提案をいたしまして、そして本来の現行の臨時措置法の十三条の趣旨にそのまゝ合致するところの法体系を整えたい、こういう考え方なのであります。

まず今政府提案になっておりますところのじん肺法案と労災法の一部改正法、この二法案は、長い間の懸案でありましたところのけい肺等の職業病に對しまして特別保護を加えるために根本的な、抜本的な立法として提案するんだ、こういう建前で提案をされたものであります。従ひまして類似傷病の問題でありますとか、あるいはその他の関係あるところのものとのバランスの問題があります。一番根本としては、けい肺をどういうふうにして防ぎ、そしてその疾患からどういうふうにして療養をして立ち上がらせるかという根本的な立場が明らかにになりまして、これと似たような病氣に對して、似たような措置をとられようというのであります。その根本が薄れないように私ども考えなければならぬと存じます。けい肺審議会の結論を見ましても、けい肺に對する考え方は、従つて今度の提案になっており

まする二法案の中にはつきり入っておられなければならぬ内容をなすものであります。その基本について明確に次の三点を指摘されておる。つまり予防の徹底化をはつきりとはかること、それから二番目には不幸にしてそういう病気に罹った場合には適切な健康管理を行いまして、それによって病勢の悪化を防ぐこと、そして三番目には療養をするようになった場合には、仕方ないから必要な療養を継続し得るような、そういう素地を作ること、以上三点。予防の徹底化と適切な健康管理と必要な療養を継続し得るところの補償、この三点が一番基本になりまして、これらの法律は作られなければならぬものだと思ふわけでありまして、ところが政府提案によりまして、二法案によりまして、まず予防と健康管理の問題につきましては、じん肺法案で扱っておられるのであります。けれども、特に事業者に対する新しい義務を課することを避けようと思はれましたがために、そしてまた補償の關係におきましては、従来の労災保険の概念の中に押し入れて、かつまた従来の打ち切り補償制度の費用でもって大体まかないたい、こういう立場をとられました。先ほど申し上げましたような予防の徹底化、適切な健康管理、必要な療養を継続せしめるための補償という三原則が知らぬ間に失われてしまひまして、従来の有様と大同小異、特にけい肺だけをとりとみするならば、従来よりもっと改悪の結果になっておるといふような状態にさへなつておるとわれわれは考えざるを得ないわけでありまして、

簡単に内容を、ほんとうに大まかに拾つてみましても、予防につきましては事実上じん肺法案の第五条に一條文だけで規定をしておきまして、従来審議会などでも最も強く要望されておりましたところの粉じんの管理につきまして、いわゆる衛生学上の粉じん限度を設定しなければならぬこと、そのために粉じんの測定器械の指定統一を行なわなければならぬこと、粉じん測定の定期的な実施を義務づけなければならぬこと、こういう基本的な粉じん管理に関するところの三つの原則について何にも触れておられない。これは予防に對しては、従来より一歩も先に歩んだことにはならぬ結果になつておるわけでありまして、さらにまた健康管理の面を見ましても、その中心の措置になつておるものであります。業転換の規定はしてあるものであります。が、しかしながら当該労働者がこの措置に協力しようとするならば、当然に従来から主張しておりましたところの賃金が引き下げられないこと、転換先の職場が保証されること、この最低の二原則を措置の中に入れておられなければ、措置の効果は決して実効果をおさめることができなかったはずであります。ですから、これらにつきましては何ら規定は触れておられないわけでありまして、さらに予防や健康管理につきましても、法案は種々の政府の援助措置を規定はいたしておきまされども、質疑によつて明らかになつたところによりまして、それらにつきましては、三十五年度におきましても、ほとんど予算措置に講ぜられておらないのであります。それでありまして、これはから念仏に終る危険が多分にあ

るわけでありまして。このようにじん肺法案に對しては新しい法律の形をとられましても、實際は予防、健康管理について見ますと、従来の労働基準法あるいは鉱山保安法あるいはまた結核予防法、これらの従来の法律の考え方並びに規定から一歩も先には出ておられない。現状のままでありまして、従ひまして、法律によつて盛られておるものはない、こういうふうにお思はざるを得ないのであります。さらにまた政府提案の今度の中心でありますところの、そしてまた政府自身が最も自覚しておられるところのいわゆる長期給付を内容とするところの補償、そのための労災法の改正法案の内容を見ましても、先ほどから繰返し申し上げましたように、長期給付の内容は当然に必要な療養を継続し得る補償、その内容を保持しなければならぬわけでありまして、しかしながら實際は従来の打ち切り補償費を分割しに引き直した程度のものでありまして、何にも大してプラスはないというのが現状だと思ひます。詳しい内容につきましては、すでに質疑のときにも出ておりますから省略いたしますけれども、要するに提案をされておられるところの長期給付の内容というものは、われわれの主張し、そして現行法が要請しておるものの中からはかなり遠いものであることを指摘せざるを得ないわけでありまして、長期給付の内容は当然に医療に必要な実費と、最低限の、少なくとも基準法の上で認められておるところの休業補償、すなわち生活保障の費用の両方を包含しておらなければならぬものだと思はざるを得ないわけでありまして、同時に、遺族補償や葬祭料も、六年後はやめようという最初の提案、

これはよくよくいたしまして、先ほどのお話の通りに改正の段取りになることは私どももまことに喜ばしいことではあります。最初の考え方から見ましても、これらの措置に對しましてわれわれと非常に考え方を異にされておる点を私どもは指摘せざるを得ないわけでありまして。なおまた、長期給付を行なうようになると打ち切り補償が完了したときと同じように見まして、これでもって解雇制限を廃止しようという措置になつておりますが、これも質疑のときに明らかになりましたように、従来の考え方から見ても、打ち切り補償を全部行なつた後でなければ解雇制限を廃止する条項の適用は受けないわけでありまして、しかしながら、長期給付の第一回の給付というものは、これは長期給付の開始でありまして、従来の打ち切り補償が全部支払われてしまつたときと同じようには絶対に扱えないものでございまして、これらはまことに遺憾な内容を含んでおるものと言はざるを得ません。さらにまた、厚生年金によるところの支給分は減額をするという措置、これも先ほど言われた通りでございます。それこそ血も涙も合理性もない態度をとつておる。そういう状態から見まして、私どもは今度のこの補償の内容が、必要な療養を継続せざるという根本趣旨にはるかに遠いものであることを指摘せざるを得ないわけでありまして。かくいたしまして、けい肺等の特別保護を目的として出されたところの今回の二法案の提案でありましたけれども、實際上は昭和三十年の特別保護法

制定以前の状態にと戻りしてしまふ結果となるおそれが多分にある法案となつてしまつておるわけでありまして。政府は、じん肺として従来のけい肺よりも対象を拡大したことや、労災法の改正では、類似傷病あるいは重障害等に對しましてけい肺同様の補償を行なうように、そしてそこにバランスがとれたということを非常に大に言つておられるのであります。が、それらけい肺に對する特別保護措置が、他の類似傷病に對するバランスのためには水増しをされたり、そのために薄れてしまつたりするならば、本法の本来の意味を大いに失うものでありまして、そのことは臨時措置法十三条の本来的な趣旨にも反するものである、こういうふうに言はざるを得ないわけでありまして。そこで一番最初申し上げましたように、私どもは政府のこの提出の二法案に反對をいたしまして、とりあえず現行の臨時措置法を改正して一年延期することといたしまして、その間に、今申し上げましたような一切の職業病及び類似傷病を対象としたところの、予防から健康管理、補償、給付を含む単独の職業病法の制定を期したわけでありまして。従ひまして、私どもはこの二法案に反對をいたしまして、わが党独自の職業病法を制定をいたしますために、阿党で提案をしておりますところの臨時措置法の一部を改正する法律案に賛成をいたしまして、政府提出法案に反對するという立場をとるわけでありまして。○永山委員長 以上で討論は終局いたしました。

○永山委員長 ます、内閣提出、労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案について採決するのであります。が、本案については齋藤邦吉君より修正案が提出されておりますので、まず修正案について採決いたします。本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○永山委員長 起立多数。よって本修正案は可決されました。

次に、ただいまの修正部分を除いた原案について採決いたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○永山委員長 起立多数。よって本案は修正議決すべきものと決しました。

次に内閣提出じん肺法案について採決いたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○永山委員長 起立多数。よって本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

ただいままでの議決の結果、滝井義高君外十三名提出のけい肺及び外傷性せき随障害の療養に関する臨時措置法の一部を改正する法律案は、議決を要しないものと決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○永山委員長 起立多数。よって本案は議決を要しないものと決しました。

○永山委員長 この際大坪保雄君より、内閣提出、労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案に対し附帯決議を付すべしとの動議が提出されておりますので、その趣旨説明を求めます。

○大坪委員 私は自由民主党を代表いたしまして、ただいま委員長の宣言されました附帯決議をしていただきたいという動議を提出したのでございまして、その決議案について御説明をいたしたいと思っております。まず附帯決議の案文を朗読いたします。

労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案（内閣提出）に対する附帯決議

一 長期傷病者補償を受ける者については、にわかに住居に困難を生ずることのないよう、住宅等の福利施設の確保等につき関係機関において配慮せられたいこと。

二 遺族補償及び遺族給付は一時金となつてゐるが、遺族の生活の安定をはかるため、政府はすみやかに遺族年金制を採用するよう検討せられたいこと。

三 けい肺患者、外傷性せき随障害患者のうち、過去に打切補償のみによつて災害補償を打切られる等（労災保険法の適用を受けないものを含む）今回の長期傷病者補償を受けることができないものについては、療養生活を継続しうるよう政府関係機関において適切な措置を講ずるよう配慮せられたいこと。

四 長期傷病者補償を受ける者のうち、生活困難なものについては、生活資金の融資につき有効適切な方策を考究すること。

五 今後職業病についての総合的立法について検討すること。

以上であります。内容は御説明申し上げるまでもなく

案文の中に明らかになつておるのでございまして、詳細な説明を省略したいと存じますが、どうか社会党並びに民社党の諸君も御賛成下さいまして、満場一致でこれを御決定下さることをお願いいたします。

○永山委員長 本動議について採決いたします。これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○永山委員長 起立総員。よつて内閣提出、労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案に対しては、大坪委員の動議のごとく附帯決議を付することに決しました。

この際、労働大臣より発言を求められておりますので、これを許します。松野労働大臣。

○松野国務大臣 政府としては、ただいま議決されました附帯決議の趣旨を尊重し、善処する所存であります。

○永山委員長 なお、ただいま議決いたしました各法律案に関する委員会報告書の作成等につきましては委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○永山委員長 御異議なしと認め、さうして速記をやめます。

〔速記中止〕

○永山委員長 速記を始めて。

○永山委員長 次に、労働関係の基本施策に関する件について調査を進めます。

○多賀谷委員 昨二十八日三池炭鉱に起こつた阿努組の激突事件並びに争議の収拾について政府に所信を伺ひたいと思ひます。

会社の生産再開に伴ひまして、三池新努組の強行就労となり、これが大混乱になり、労働者同士の血で血を洗う惨事を引き起こしたことは、これは労働者の最大の悲劇であり不幸であると言わなければなりません。生産再開を強行すれば、流血の惨は見なくとも労働者の激突が起り不測の事態を惹起することは、かねてから憂慮されておつたのであります。かかるがゆゑにこそ炭労は二十七日緊急中央闘争委員会を開き、百八十度に近い戦術の大転換を行ない、中労委のあつせんを申請し、あわせて三鉱労働組を通じて生産再開中止を申し入れたのであります。激突が回避されるであろうことをわれわれは期待いたしましたのでありますが、しかるに中山中労委あつせんをけり、いわゆる組合活動を含む千二百七十七名の指名解雇を通告し、労働史上まれに見る先制的ロックアウトを断行し、加えて組合の切りくずしを行ない、第二組合の結成なるや生産再開の強行を企図した会社は、この申し入れにも応ぜず、遂に大惨事を引き起こしたことは、会社に対する責任があるといつても過言でないと思ひます。経営者に真に従業員に対する一片の愛情があるならば、かかる事態は当然避けられたと私は思うのであります。

〔委員長退席、大坪委員長代理着席〕

生産再開といつても、実は坑内直接夫の少ない新努組の組合員の構成からしては、ほんとうに正常な生産ができるわけではないのでありまして、生産再開すればかつて赤字累積になるわけでありまして、結局は石炭を出すことが目的よりも、第一組合員の動揺とその団結の崩壊をねらつたといふことは明らかです。そこで会社は三鉱連の申し入れに対して十分考慮をすべき余地があつたにもかかわらず、あえてそれを強行させた。この強硬な態度は当然私は非難さるべきであると思ひます。政府はこれに対してどういふ所見をお持ちであるか。

時間がありませんから続いて簡単に質問いたしますが、激突をした三川鉱において、青い腕章をしたいわゆる従業員でない灯をともしずの会員であるものが、こん棒や金棒や目づしをもつておどろかされたといふのが実情のようでありまして、一体こういうことが許されるかどうか、この点あわせて御答弁を願ひたい。

○松野国務大臣 三井の争議は昨年の十一月中労委の中山氏があつせんに入りまして、労使ともにあつせんに對して拒否されました。いわゆる自主解決という方向に進まれて、今日までわれわれも非常に心配をしながら見守つておつたわけでございます。たまたま炭労から藤林会長にあつせん依頼が行なわれまして、あつせんといふことは、いわば平和解決でございます。そのさなかに昨日のようなまことに多数のけが人が出るという労働問題については、まことに政府としても残念に考えております。その内容についてはまだ詳細の報告を受けておりません。警察

当局からもまたわれわれの方にも詳細な内容については、争議そのものの昨日のけが人の内容についてはまだ報告を受けておりません。しかしいずれにしても、この数カ月の間に労働組合といふものに対して政府は公平な立場で見えておたわけでありました。もちろんある一部のものは不当労働行為といふことで労働委員会に申請をされた事件もございいます。これは労働委員会が現実にはそれは調査されなければ、政府としてもこれに対する見解を申し上げることはできません。従つて不当労働行為があつたかどうかといふことは、労働委員会が現地調査及び実証調査の上でないと、ちよつと判定は難々にはできない。また組合が分裂したことも、これは組合員自身のお考えで分裂されたことと存じますので、これに対して政府が関与することはできません。そういう立場で今日まで政府は公平な目で、不当労働行為がないように、暴力事件が起らないように今日まであらゆる努力をしてきたわけでありました。

○多賀谷委員 私は労働関係にかなり知識のある、体験のある人は、こういつた組合の衝突が不測の事態を招くといふことは、当然考えなければならぬと思うのです。その処置が十分されなかつたといふところに問題がある。炭労はとにかくこの事態を避けるために平和解決への方向を踏み出した。炭労のような大きな組織で、大会を開かないでこれだけの転換をするといふことは容易ならざる幹部の考え方ではないかと思うのです。その異常な決意をもって解決の方向に乗り出したのに、それを会社を受け入れなかつたといふところに私は問題があると思うのです。

これは非難をされてしるべきじゃないかと思うのです。ですから当然これについては、あの事態を政府だつて見守つておたわけですから、そうして炭労の中間が開かれてその戦術を決定したのは六時過ぎだつたと私は思う。ですから当然時間的にいいますと経営者の方でその受け入れの態勢があつた、かように考えざるを得ない。それができていないところには問題がありはしないか、かように考えるわけですが、これに対して御答弁願ひたい。

○松野国務大臣 とにかく昨日あいつ事態が起つた直後でございますから、まず暴力を排して秩序ある態度をとつて、その上で平和的解決といふものを求めることが一番今日の問題であるかと存じます。いづれにいたしましても昨日のあいつ事態が起つたことは、それはいづれの側にとりましても非常に大きな損害だと私は考えます。従つて私は平和的解決といふものを求めるならば、まず平和裏に秩序を保つた上でこの平和解決という道を求めることが一番現実的である。しかもその可能性が一番多いことだ。昨日会社自身が拒否したといふことは、これは会社自身のお考えであつて、これは非難するわけに参りません。しかし永遠に拒否するといふことも、これもまた見通しがつかないのです。従つて昨日の問題はおそらくさういふことから問題が起きたことであらうし、第二組合は御承知のごとく生産再開、ストライキもいたしております。従つて正常な立場における労働協約といふものを締結せられておるのでありますから、われわれは第二組合が今日まで合法的であることは、これは論を待ちません。

ただその中においてやはり暴力ビケ的なものがあるために、これに対して実力行使をするといふことは、これは騒動を起しやすきことだ。強行就労といふことにつきましても、これについては大いに考えなければならぬこととございまいしうけれども、昨日はやはりともまだまだ考えるべきところは多々あると私は考えております。

○多賀谷委員 組合が二つに分れて、しかも人数から申しまして非常に大きな組合、それが衝突をすればどういふ事態になるかといふことはわかつておる。しかし組合間の問題だけでなく、ここに先ほど申しましたように暴力団的ないろいろな他からの人々が来て、その人々がいわばビケを破ろうとする、あるいは強行就労をしようとする側の先頭に立つてさういふ事態を招いたといふところに、会社としても私はそれは排除して、さういふ方々の遠慮を願つて行なうべきではなかつたか、さういふところに問題があると思ふのです。これは事実新聞においてあるいはまた昨日のNHKのラジオにおいても、記者団の会談においてさういふことが言われておる。ここに私は非常な不幸を招いた原因があると思ふのです。これについてはどういふようにお考えですか。

○松野国務大臣 いずれの場合にいたしましても、第三者の暴力にせよ、これは労働争議には厳に慎むべきこととであります。ただその暴力団をどうのこうのといふことは、現実にまだ報告を受けておりませんので、調査をいたしましてからその問題は考慮いたします。しかしいづれにしても、組合運動といふものに、当事者であらう

が第三者であらうが、暴力を使うことは断じて禁止されていることであります。

○多賀谷委員 これは第二組合といひましても、争議の始まる前から組合が分れておる場合は、初めからいわば第一組合といひますか、その側はそのことを予期して闘争戦術に入つたのであるから、私はそれほど感情を入る必要はないと思ひます。ところが争議の途中から分裂したという場合には、これは感情が高まるのはあたりまえでありますし、また統制の問題も起ると思う。これはいい悪いは別としてさういふ状態になる。ですからこれが衝突をするといふことは、非常ないろいろな事態が起ることを予想しなければならぬ。ここにも私はやはり会社の問題があると思ふ。しかも先ほど申しましたように、本来生産再開といひましても石炭を出すのが目的じゃないのです、直接夫は少ないのですから。要するに氣勢をそいで第一組合の動揺をねらうといふことが目的であることは、その構成人員から見ても明らかです。ですからさういふことはむしろ避けるべきではなかつたか、しかも一方においては平和交渉をし、平和解決に乗り出そうと炭労が戦術転換をしたのですから、当然経営者としてさういふ処置をとるのが妥当ではなかつたか、さういふことを私は聞いておるわけです。

○松野国務大臣 生産再開で出炭をするかしないかといふことは会社の判断で、労働大臣が介入すべきものじゃないと思ひます。また第二組合の結成の順序と方法といふものは組合員自身がお

きめになることであつて、それによつて不当なものも起つたとか起らぬとかいふならば、これは労働委員会において実証をあげて判定するべきものであつて、これもあえて私は言及するわけには参りません。

○多賀谷委員 時間がありませんから、続いて今度の三池争議の特色の一つとも言うべき点を取り上げて質問いたしたいと思ひますが、いわゆる組合活動者なる人を生産阻害者といふ名前で簡単に解雇をしておる。ここに私はやはり問題があるのじゃないかと思ふ。御存じのように労組法の七条には不当労働行為の規定がある。さらにまたこのことは憲法でも十分保障されておる点である。これは小さな組合であります。必ず労働委員会でも問題にしまつて、私は思ふのです。しかしあれだけ公然として、しかも日本の最大のクラスルスの会社が堂々行なうといふこの事態、私はここに問題があると思ふのです。もう労働法規も憲法も問題でないといふ会社の態度、この態度が今日のような争議の紛糾した原因をなしておると思ふのです。これに対しては一体政府はどういうようにお考えですか。

○松野国務大臣 労働組合運動を弾圧すべき組合干渉といふことは、これは組合法の第七條によつて禁止されております。三井の場合及びその他の個々につきましては、われわれもその内容をいろいろ調査いたしませんと、それがはたしてどういふことかわかりません。しかし要するにこれが業務阻害あるいは業務命令違反といふことになれば、それはおのずから別の問題であります。しかしその判定はじやだれがす

るのだ、労働委員会及び裁判所がこの判定をすべきことであって、労働大臣がこれは不当労働行為だと一々判定するには、時間的に私としてはまだ判定がつかない。ただ私が聞いておりますのは、組合干渉であるかどうかということが問題であります。従って、これは組合活動家というのか業務阻害者というのか、どういふことが問題であつて、それは内容、実例をあげてやりませんと、軽々にどちらがどうだといふことは言えるものじゃないと思ひます。

○多賀谷委員 私ほもしこのことが許されるならば、日本の労働法は死文化したもひとつと思ひます。私も具体的にこれこれの人、これこれの人は申しませんが、一般に組合活動家が解雇されておるといふ。そうしてこの活動家解雇というものが、この争議を今日のように長引かせた原因にもなつておる。ですから中労委会長のあつせんも、結局希望退職は認めて、将来の問題としての職場規律の問題は考えるけれども、そういう指名解雇はよくないといふので、あつせんに出てないのです。ここにも私はやはり問題がありはしないかと思ひます。相当の期間がたつてゐる今日、全然わからないといふことでは労働行政を扱う大臣としては、私は職責を果たしてないと思ひます。一体その後どういふ調査をされたかお尋ねしたい。

○松野国務大臣 労働法の保護というものは現存してございます。従つて労働大臣としては労働法の完全な実施と保護を生命とするものである。しかし個々の問題については、その調査と保護というものが厳然とあるのであ

ります。それは労働委員会が調査する、裁判所で判定を下すという機関があるのですから、これは労働大臣が判定を下すわけじゃありません。しかしその保護が与えられないといふときは、労働大臣としてはそれは大いに考えなければならぬことであつて、今日ではまだその段階に至つておらないといふことを私は今申し上げておる。明細にまだ明らかになつておらないのです。従つてその保護が全然ないのじゃございせん。保護は今日でもあるのです。従つて個々の問題については当然保護が与えられておるのでありますから、私は労働法が空文になつてゐるとは断じて考へておりません。

○多賀谷委員 私は時間がありませぬから、問題の提起だけをしておきます。去る二十七日と記憶しておりますが、会社は第一組合員の保安要員の差し出しを拒否いたしました。これは明らかにスト規制法違反になると考えますが、一体どういふ見解でありますか。

○亀井政府委員 鉱山保安の責任は会社側にございまして、その鉱山保安法の規定に従ひまして保安を保ち得るかどうかという判断は会社側にあるわけでありまして。そこで会社側が、いわゆる第一組合員の差し出ししております保安要員を引き揚げて、第二組合員にかえるといふこの会社側の意思決定、そのこと自体については何ら鉱山保安法に反するものではない。といふことは、先ほど申しますように、鉱山保安の責任は会社にあるわけでありますので、会社がその責任を果たすためにど

ういふ方法をとるかといふことは、会社側みずからの判断にまかされておるわけでありまして。

○多賀谷委員 そういたしますと第一組合員が、職員と第二組合員がおるから保安要員は十分ではないか、こうして差し出しを拒否したらどうなりますか。

○亀井政府委員 それは会社としましては、結局保安上の責任を全うし得るという自信があり、あるいはそういう計画につきまして十分の自信があるからこそ会社としてはおそれなくそういう措置をとられたのではないかと思ひます。

○多賀谷委員 私が質問いたしましたのは、第一組合員の方が、職員と第二組合員がおるから保安は十分でしょう、保安は確保できるでしょう、こういう保安要員の差し出しを第一組合員の方で拒否したらどういふことになりますか。

○亀井政府委員 これはむずかしい法律問題がございまして、多賀谷先生御存じと思いますが、われわれの解釈としては、そういう第一組合員が保安の業務命令を受けまして、保安要員として差し出すべき義務がある場合におきまして、その義務を怠りまする場合におきましては、やはりこれは法律に違反するといふふうにおわれわれは考へております。

○多賀谷委員 そうすると第一組合員の場合にはスト規制法違反になり、会社の場合には違反にならぬわけですか。

○亀井政府委員 先ほど申し上げましたように、会社は保安の責任があるわけでございますから、会社が保安要員につきましましてその数をきめ、あるいはその配置をきめて参りまする際におき

まして、業務命令としてその責任を負わされた労働者がそれに違反する行為を行ないます場合は法律違反になるわけでありまして。今の場合におきましては、会社としていわゆる第二組合員あるいは職員をもつて保安の責任を全うし得るという会社の判断のもとに、いわゆる第一組合員の保安要員の引き揚げを行なうといふことは、これは会社みずからの判断でございまして。その判断のよしあしにつきましてはわれわれがとかく言う筋ではございせんが、法律上はそういう判断は経営者側の判断にまかされておることでありまして。

○多賀谷委員 ちょっとスト規制法を見てもらひなさい。第三条は「石炭鉱業の事業主又は石炭鉱業に従事する者は、争議行為として」云々で、要するに保安の放棄をしてはならぬと、こう書いてあるのです。事業主もそういう行為をしてはならぬといふのです。事業主がする場合は、当然ロックアウトをして、そして第一組合員と第二組合員、職員がある場合で——私はその例をあげて説明をしておる。それで聞いておるのです。要するに第一組合員と第二組合員と職員組合といふものがあつた場合に、ロックアウトが行なわれた。そうすると経営者の方は、第二組合員と職員で十分保安はやっていけるから第一組合員は全部保安要員も要らぬ、い、こうする場合に、一体何になるかといふと第三条の違反だ、こう言つておる。当然第三条違反になるでしよう。この条文はそういう例しか考へられませぬ。会社が保安を争議行為として放棄するといふ場合がほかに考へられますか。事業主が争議行為として放棄する場合はこういう場合でしよう。

○亀井政府委員 その保安要員の問題は、この条文にございまして禁ずるに、争議行為として行なうことを禁止されておること、もう多賀谷さんのおつしやる通りであります。ところがこの保安要員はそういう場合ではなくして、鉱山保安という特殊な目的のために、その保安の責任があり、またその責任を遂行するための保安要員に対する業務命令というものが一貫して経営者側から行なわれて参る。これは言うまでもなく鉱山保安法上の要求に基づくものでございまして。そこで争議行為の紛争が労働間にありまして、保安といふものは鉱山保安法によりまして坑内の保安を維持しなければならぬといふ別な目的があるわけであります。そこで先ほど来申し上げますように、保安が確保されるかどうかといふことの判断は経営者がいたすわけであります。これは経営者が保安責任者であります以上、当然なことでありまして。そこで経営者がその保安につきまして、いわゆる第二組合員あるいは職員をもつて充て得るといふふうな判断をし得るとすれば、これは会社の保安責任者としての判断でありまして。それがいいか悪いかといふことは、先ほど来申し上げますように私は判断をすべき筋ではございせんが、それをもつて直ちに法律に違反するといふふうには考へておりません。

○多賀谷委員 そういふことを言つてはいかぬ。この法律が延長された場合に、今おられませぬけれども、倉石労働大臣が答弁になつたのは第三条に違反する、それは事業主である場合には、私が例をあげたので、こういう場合だ、その場合だ、そうなつてお

ストを下げる」と政府は言っている。経営者は十一万人首を切ると言っている。十一万人の首切りと一口に言いますが、これは三人に一人の首切りです。しかもその首切りの大部分はこの筑豊炭田から長崎の北松炭田にある。ですからこれをほんとうに強行するならば大へんな事態になると思う。そこで政府は根本的な石炭対策をやる必要がある。抜本的な政策をやる必要がある。今出ておる合理化臨時措置法を審議しておりますが、千二百円コストを下げるという根拠も何もない。そういうことで一体解決ができませんか。それから炭鉱離職者臨時措置法を作っている。まだスズメの涙です。こんなことで解決にはならないと思う。経営者がその職員を派遣して全国から鉱員を募集して、そしてあの筑豊炭田やその他の炭田に集めたあのかの熱意の半分をもつてするならば、私は就職のあつせんも決して至難ではないと思う。こういうことを総合的に考えなければ、この問題は三池だけの問題に終わらぬと思う。一つ大臣の決意を私はお聞きしたい。

○松野国務大臣 今後の離職者及び合理化の問題につきましては、まだ一部の案が出ていただけで、政府がこれを容認したとか承知したとかいう意味では断じてございせん。もちろん何年間という期限のこともございまいし、一年に十何万ということとは不可能でございませう。同時に私も三年とか五年とかいつておりますが、それは一つの試案であつて、私も特に望みますことは、離職者が一〇〇%円満に転業できるように努力することが会

社側にとりまして重大なことではなにか、こう考へて、先般の離職者援護会が実はできたわけでありませう。これはもちろん多くの会社も参加しております。同時にこれに對して、今日まだ発足二カ月でありませう、とにかくある程度の成果は上げております。従つて私たちが将来ともに安定した転換産業あるいは転換といふものがまず前提にならなければ、なかなか労働問題といふものは円満にいかないということをお願いに感じて、雇用問題には特に力を入れておるわけでございませう。

○永山委員長 堤ツルヨ君。○堀(ツ)委員 私は三井三池の争議の流血事件に關しまして、労働大臣に二つの観点から重要なことだけ、今の段階において求めておかなければならぬ問題を一つ質問いたしたいと思つてございませう。私の質問の第一の要旨は、何と申しましても治安を回復しなければならぬ。二十八日朝の三池における流血の惨事は、つまり労働者同士が血を流し合つておるところのまことに悲痛な問題でございませう。これは単に九州におけるところの三井三池、大牟田市の問題だけではなくて、全国の国民がテレビ、ラジオ、新聞等の報道によつて、この惨事については同胞として国民は非常に胸を痛めておるのでございませう。従つて国会は、このような不祥事に対して、単なる労働争議の問題ではなくして、もはや政治問題、社会問題として重大な関心を持たなければならぬ段階にきたと私は思うのでございませう。このような衝突は現地の空気がからずと見ておりますれば、それが常識で見ましても必至と見られ

ておりました。にもかかわらず、地元警察が、どうも両組合の乱闘が始まつてからでも、まだマイクだけで遠くの方から警告しておるといふようなありさまで、激突制止を実施しなかつたのではないかと、こういう感じを国民に与えておるのでございませう。これが惨事を拡大してしまつた大きな理由ではないかと思つてございませうが、地元警察の予防出動がおくれたのではないかと。これは大牟田市市民の批評をいろいろ検討してみますと、現地に於ける批判は、市民の声の大半は、治安維持の上からなぜ警察はもっと敏速に適切に動いてくれないのだらうということをお申しまして、非常に不安がつておるのでございませう。この警察側の責任がある程度今度の社会問題に對しましては所在が明らかにならなければならぬ。私は思つてございませうが、江口警備局長並びに労働大臣お二人に、一つこの警察の責任の所在をどう考えられるのかたゞしておきたいと思ひます。

○江口政府委員 お答えいたします。二十八日朝の事件につきまして、たゞいまは警察の出方がおそかつたということ、もう一つは、ああいう状態にあつたのだから、だれが見ても激突は必至ではなかつたのかという二つの点が含まれておると思つております。まずああいう激突が必至であつたかどうかといふことではありますが、現在におきましては衝突があつたのでありますから、結果におきましては必至であつたといふこともいえると思ひますけれども、私たちが警察をいたしましてその前まで情勢判断をいたしておりました材料をただいま申し上げまし

てもまた阻止し得ないのはやむを得ないといふようなことも言つておりますし、また一般的な準備をいたしまして、旗ざお等も五列隊形の幅に作る、その大きさも握つて多少余るといふような程度の大きさのものを作る。しかし両側は布で巻いておくんだといふようなこととか——ただちよつと氣になりますのは、新勞の生産再開についてこれを違法と考へておりますので、仮処分が出るまでは、そういう場合は、自分たち第一組合も中に入る権利がある、こういうことを言つてゐる。あるいは坑内に対する会社の物品の搬入についても、食糧を入れることは阻止はしないけれども、その他の資材の搬入は阻止する、こういうようなことをきめてあるやに——これはその會議に列席して聞いたわけじゃございませうけれども、そういうふう聞いておつたのであります。彼等の状況がさうでありますし、また炭勞あるいは会社、今までこういう事態にはきわめてなれておる人たちの争議でありますので、流血といふような状態に解決していくといふことが事柄の解決にはならないことを十分知つておる人同士のことであり、まあ大勢のおもむくところ、何とか対峙の形で話し合ひといひますか、解決の方向にいくのじゃないか、またいつてほしいといふような結論を持つておつたのであります。しかしながらただいまお話のありましたように、こういう勢力がしかも感情が高ぶつてゐる中に接觸するのでありますから、あるいは不測の事態といふものも起こり得るというところは、警察としても十分考へておつたのでございまして、この点につきましては、現実に分

けて入るのが早かったかおそかったかという点について批判の余地があるかと思ひますが、準備の態勢としては、福岡県側において約二千近く、熊本県側におきましても現実に五百人動員、千人の待機というようなことで、その時間前に現地に近くに警察官を配置したものであります。

話は少し飛び飛びになりますが、ただいまお話しになっております三川鉱内における騒動事件が大きくクローズアップされておりますが、その以外にも、二十七日の晩から二十八日の朝にかけて、方々でたくさん事故が起つておる。それらにつきましても、今待機というか、前線に出ております警察官が、事件が起つたらそこにおもむいて、あるいはこれを制止したりあるいはその後の採証活動に当たったりいたしております。そのうちの一番大きいのが三川鉱内における騒動で、こころ思います。それで三川鉱の入り場付近におきまします騒動事件の際に警察がどうしていったかということをお話し上げますと、あの事件が起つたのは、私の方に参つておられます報告では、七時五十分ごろから始まつた事件だと聞いております。六時五十分ごろには、三川鉱の近くの三川巡査派出所及び諏訪橋というところまで千人ぐらゐの部隊が出ております。という事は、あの騒動事件が起つた五時前に、五時半ごろに、旧労の一部が三川鉱の坑内に入りまして、鉱長室とか事務所等の窓ガラスをたたき割つて乱暴したという事案もございまして、その場合もすぐあとからパトカーで出向きまして、それを検視いたしております。しかしそのときには済んで

おつたので、引き揚げた。しかしながら情勢はどうも平穏でないということ、ただいま申し上げたような大部隊が近くまで行つておつたということに相なります。それから七時五十分に取りました事案に対して、警察が着きましたのが七時十五分というところになつておりますが、これはスムーズな状態でありまして、それは確かに十分間もかかるような距離ではないように思ひます。しかしながら十五分間も、あるいは十分間もかかつてそこに着いたかという点については、私たちも事情をつまびらかにいたしておられませんけれども、警察の向かいました一隊はやはりへいを乗り越えて入つたという報告があつたところから申しますと、やはり警察官といへども道を潤歩するような自由さで現場に行けなかつた状態じゃないか、こういうふうな思ひ方があります。警察のおもむきましたときには、騒動は大体片がついておりまして、あとは負傷者の収容というふうなことに相なりましたが、大休時刻ごろ旧労は坑外に出てすわり込みに入つた、こういうことになるのであります。

ただいま申し上げましたことは、まず第一点は、大牟田の三池争議全体のことについてどういふ見通しを持っておるかということ、三川鉱の七時何分かに起つた騒動は負傷者百何十名を出す事案に対して、警察の出方がもうちょっと早く出たらどうか、あるいは事前からでもそこにおつたらどうかというふうな問題に対してお答えしたわけでありまして。

○堤(ツ)委員 実にたよりない警備局長で、なつてないですね、あなた。新聞をくらんになって、責任者として一々情報はキャッチしておられたと思ふのです。そのときに、第一組合と第二組合にすでに分かれてしまつて——私は第一組合がいとも第二組合がいとも今は言ひませんけれども、会社側は生産開始をするということ、第二組合にロック・アウトを解除して、組合はこれを団体交渉でやつてもらつて、いつ就労するんだということを発表したときに、第一組合は、その事態が起つたときには実力をもって阻止するといふ声明をしたじゃありませんか。この声明をあなたは知つておられたか、知つておられなかつたかどうですか。

○江口政府委員 第一組合が、今堤委員が言われるように、ただ一言実力をもってこれを阻止するといふだけの声明をしたのじゃなしに、やはり阻止はするのだけれども、その阻止の仕方について、職衛会議その他でいろいろなことをきめておつたといふことをわれわれは知つております。

○堤(ツ)委員 最悪の事態の場合には実力阻止が起つて、その実力阻止といふものは、いろいろな今までの例から見ても、おおよそ騒動事件になりそうなのではないかといふところの常識を当然警備局長として働かして、これを第一線に命令してもらわなければならぬ。あなたはどうか考へておられるか知らないけれども、三川鉱の入口で片目になつた人がある。という事は、どういふことかと申しますと、第一組合員が持つてきた鉄の棒の先のとがったの目をつつかれて、目玉が飛び出たものであります。失明です。この人を加えて六名の重傷者がありますが、これは第一組合員か第二組合員か、あるいは第三者のはたの人であるか、この重傷者六名についてあなたつまびらかなことを御存じですか。

○江口政府委員 負傷者が方々に出ておりますが、この点につきましてもはたの負傷者のことを言つておられるのか私つまびらかでございせん。しかしながら一番問題を起しました三川鉱の構内におきましての負傷者は、病院のカルテによつて確認をいたしておりますけれども、重傷二十五名、軽傷九十名、計百十五名、そのうちで、これはけさまで所屬がわかつておられ者——わかつておられぬというか、警察にわかつておられぬ者もございまして、私の方に参つております報告では、その百十五名中、旧労が三十六名、会社、新側が四十一名、なおその他の者については目下調査中ということになつておるのでございます。ただいま御指摘のけが人がこの中に入つておるかどうかといふことはつまびらかにいたしておりません。

○堤(ツ)委員 警備局長が立場を異にして、あなたがこの三川鉱の入口で争わなければならぬ炭坑夫の一人であつたときには、警備局長や警察がこんなものなことを言つてくれおつてたまりません。家族にしてごらんない。かたわになつてしまったのです。再び立つたあなわすぢやありませんか。こういう問題を起しておきながらまだ今ごろつまびらかでないなんてけしからぬことだ。私はどういふことはもつとはつきりしていただいて、三川鉱の構内において両組合の衝突があつたが、第一組合員のけが人がなはんばであつたか第二組合員のけが人が

なんばであつたかといふことをぜひはつきりしていただいて、次の私が保留いたしておきます再質問の時間にお答えいただきたいと思ひます。

次に私はお伺いをいたしたのでございまして、何と申しましたも治安回復の問題におきましてお尋ねしなければならぬのは、御存じの通り二十八日の夜福岡の地方裁判所が第一組合に対して、立ち入り禁止と妨害排除の両方処分を決定しております。そこで労働大臣と警備局長にお尋ねしたいのは、妨害排除の焦点はつまりビケ排除の問題であるといふことは明らかでございまして、第一組合側のビケの動向次第では、またこのような流血の惨事すら誘発しかねないといふことが考えられます。そのときにこのビケに対して政府はどういふ見解をとつておられるか。このビケが問題なんです。このビケに対して労働大臣はどう考へるか、警備局長はどう考へるか、一つはつきりしていただきたい。

○松野國務大臣 ビケの定義としては、一般的に平和説得であります。いわゆる平和的に説得をするといふことがビケの限界であります。従つていろいろそれ以上に力とか暴力で静止するといふことは、ビケの限界を越えたこととであります。

○江口政府委員 同様でございまして。

○堤(ツ)委員 ビケの問題についてそういう御見解を持っておられるならば、このビケに対して、もし今の見解以上の行為があつたとき、政府はどう考へられますか。

○松野國務大臣 労働組合の争議行為としては限界を越えたことだと私は考へます。

○松野國務大臣　今回立ち入り禁止と妨害排除という仮処分が出ますならば、当然その対象になるものは正常な妻に戻さなければならぬ。またそれをおかつ違法状況を続けるというならば、これは非常な紛争が起こる。同時にその紛争の保護はやはり警察権といふものが当たらなければならない。權利に対する保護に当たるべきであらうと私は考えます。

○堤(ツ)委員　そこをはっきりやっていたかないと、これはやはりピケを中心としていざこざが絶えないと思う。これがだんだんと発展していきます。ついにお互いにかたわになるというような問題が、感情と相待ちまして起こってくるわけがございます。

そこで私もう一つ触れておきますが、テレビなんかを見ておりまして非常に不思議な問題は、しきりと負傷者を三川鉦の構内から引っぱり出してあります。私たちの常識では、この乱闘事件だとか暴力事件というものは構内で起こるものでなくして、外であってしかるべきだと思うのですけれども、けが人は中から引っぱり出されてくる。そういうことになると、私たちがから見ておって第一組合と第二組合

持っておると私たちは解しております。

○堤(ツ)委員 私はいくらぐれも申し上げておきますが、食わんがために働きたいという、しかも生産をしたいという意欲を持っている組合員の立場は保護さるべきであります。これを保護し得ないということは法治国家に私はあつて得ないことだと思ひますので、政府はそこを一つ考へていただきたい。

その次に、時間がございます。ま、せんので、私は争議をあつせんする問題について少し政府の見解をただしておきたいのですが、中労委が職権あつせんにより出したのは当然でございます。私たちは中労委の努力が成功いたします。

○堤(ツ)委員　これからは立ち入り禁止がありますから、こういうことは起こらないだろうと思えますけれども……。

それから三井鉱山側並びに新しい組合が生産再開に熱意を持っておるといふことは私たちは賛成したいと思つてゐます。操業再開に際しまして再び混乱を惹起させぬような態勢を会社側に整備させることが必要だと思う。生活のために就労を希望するところの新組合員に對して、安全に就労し得るよう

ようにできるだけ援助したいと思っております。けれども、職権あつせんに当たつて、中央労働委員会規則第七十二条によつて、調停委員会は事実を調査しなければならぬ、こう書いてあります。が、私たちの見るところでは、新しい組合員は福岡地裁の仮処分に基づいて就労する権利を持っております。もはやその就労の権利を第一組合員が妨害したという事実が厳然として存在しておりますのでございまして、三池

の環境を整備してあげるといふことが、会社側の責任であると私たちは考えております。政府はこれに対してどうお考えになりますか。

争議は今やこの新しい事実を除外しては調停の判断はできないはずだと私は思います。従って、第二組合が就労する権利を持っておるのに、就労の権利を第一組合が妨害したという事実を政府

○松野国務大臣　新組合は合法的組合であります。従って組合員は労働協約を結んで、就労の権利と賃金を受け取る権利を持っておるわけであります。

○松野国務大臣 今回の中央労働委員会の申請は、第一組合が申請をして紛争問題の解決をはかっていくという申請

従って、これは当然組合員みずから、あるいは組合みずからの持つ権利であり、労働者に対しても当然働く権利を

請であります。これを受けて中労委があつせんに乗り出しておるわけでありませう。第二組合には今回ストライキも

○堤(ツ)委員 私はやはり中労委がなるほどと国民の納得のいく判断を下してこれが成功するところの最も大事な要点は、今の現実に対して中労委が置らない判断を持つことが根本だと思うのです。その誤らない根本の原因は、第一組台と第二組台に対していかなる

見解を持つが。私は、就労する権利のある労働者、法で認められた就労する権利を持ってゐる労働者にこれを妨害した第一労働組合というものは、これは正しく見て非難すべきものだと思う。この事実に対して中労委がそこから判断を誤らないように一つあつてんに出られるように臨まれたいと私は思ひますので、一つ大臣といたしましてはそこを御留意いただきたいと思ひます。

それから、今回の争議の原因は、経営者の労務管理上の責任が確かにございいます。それからもう一つは労働組合側の誤った指導、この相互の欠陥の累積が今日の衝突事件、流血事件になったと私たちは思います。政府は中労委

の職權おっせんを支持するのは当然で、すけれども、政府としても労使関係の正常化について政府独自の確たる方針がなければならぬと思いますが、今日まで三池におけるところの経営者側の労務管理上の問題に対して、それか

ら労働組合側の誤った指導に対してどういう見解をとってこられたか、そしてこれにどういう指導を与えてこられたか、どういう監督をしてこられたか、こういうことについて一つ御見解を承っておきたい。これは今後に大切な問題でございしますので承っておきたい。

○亀井政府委員　今御指摘の三井の公社におきまする労務管理の不手ぎわあるいは労働組合の行き過ぎな指導というものは労働省はどのようなふううものに對して労働省はどのようなふううに對処してきたかという御質問でございますが、労働省の行政上の立場として、一般的に労働教育を通じてましては、経営者側の労務管理の正常なある

いは合理的な運営をわれわれとしては指導して参りますし、あるいは組合に對しまでも一般的に労働組合というものの健全な発達あるいはその運営というものにつきまして指導して参ったのでございまして、個々の企業あるいは個々の組合に對しまして直接的な指導をするという建前をとってないのでございまして、そういう意味におきまして、具体的に三井の会社に對してあるいは三井の労働組合に對しまして直接的な指導はしたことはございませんが、一般的な労働教育の場を通じて労働使双方に一般的に教育して参ることはわれわれの務めでございまして、また今後もそういう方向で指導して参りたいと思っております。

「委員長退席、大坪委員長代理着席」

○堤ツ委員 私は今日の労働組合の左翼化、行き過ぎというものに対しましては政府にも一半の責任があると思ふ。守らなければならぬ労働法規を

政府自体が守っておらないで、資本家に一方的に加担して労働組合が左に寄り過ぎざるを得ないような政策の貧困を重ねてきておる。これに便乗いたしましたのが経営者でございまして、この中から労働管理の手落ちが生まれ、同時に労働組合は極左に走るといふ結果になって、その中に人間の自由を奪われたところの、この第一組合の指導方針についていけない人たちが第二組合に走ったというところのやむを得ない状態もあると思うわけでありまして、私は、こうした労使双方におけるところの誤りを單に三井三池のこの問題だけでなく全国的に真剣に考えていかなと、どうも壁に突き当たってしまつて、曲り角に来てどうにもならないところに労使双方が追い込められてしまふような、こうした問題が起こつてくるのではないか、かように懸念をするわけでございます。政府におかれましてはそうした問題につきまして、今後経営者側に対し労働管理上の重大なる警告を發して、今後政府が左傾化していくところの組合に対して、経営者、資本家、政府はどうあるべきかというところの根本施策がこの辺で考えられなければならないと思うのでございまして、労働大臣はいかがお考えでありますか。

○松野国務大臣 やはり労働教育を通じて各当事者間に十分な理解を得さしめることが第一だと存じております。なおいろいろ問題もございまして、目下労働法研究会というものを設置いたしまして、そして基本的な問題についての答申を得たい、政府としても學者に今諮問をいたしておるところであります。要するに、やはり労使

当事者間の労働法に対する十分な常識と理解がなければ、いかなる法律も運営はうまくいかないのではなからうか、こう考えて、本年は特に実は労働教育に力を注ぐような方針を立てております。

○堤（ツ）委員 時間がございませんからこの辺で私中止をいたしまして、あとに質問を残しますが、最後に、やはり何といたしましてこの社会不安の問題を解決して治安を回復いたしますためには、操業をしようとする会社並びに第二組合と、これを阻止しようといふところの第一組合が対立しておるのでございまして、会社並びに第二組合の操業したいという意思については混乱を起こさない態勢を作らなければならぬと思うのでございまして、これにつきましても政府が会社側に対して懇切丁寧な指導をなさつて、流血の惨事を起こしてまで操業をやらなければならないような悲劇を会社が行わないようにするよう指導されるということ、それから第二組合は働きたいのでございまして、働きたい人をして働かしめるということの労働者保護の立場から局長は一つ考えられたい、こういうことをお願いいたしましたので、所信のほどをはっきりしていただいて、私の質問をこれで本日は終りまして、私なお視察のあといろいろな問題が出て参りますので御質問をいたしたいと思ひます。

○大坪委員長代理 本日はこれにて散会いたします。

午後四時三十分散会

〔参照〕

労働者災害補償保険法の一部を改正

する法律案（内閣提出第三号）に関する報告書
じん肺法案（内閣提出第四号）に関する報告書
けい肺及び外傷性せき髄障害の療養等に関する臨時措置法の一部を改正する法律案（滝井義高君外十三名提出、衆法第二四号）に関する報告書
〔別冊附録に掲載〕